

## 那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和5年3月9日(木)午前10時  
開催場所 那珂市議会全員協議会室  
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 原田 陽子  
委員 花島 進 委員 古川 洋一  
委員 武藤 博光 委員 遠藤 実

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範  
次長 横山 明子 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 教育長 大縄 久雄  
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 照沼 克美  
保健福祉部長 平野 敦史 社会福祉課長 高安 正紀  
社会福祉課長補佐 山田 明 こども課長 萩野谷 真  
こども課長補佐 水野 厚子 家庭児童相談室長 大曾根香澄  
こども発達相談センター長 高橋 秀貴  
介護長寿課長 萩野谷智通 介護長寿課長補佐 住谷 孝義  
保険課長 生田目奈若子 保険課長補佐 猪野 嘉彦  
健康推進課長 玉川祐美子 健康推進課長補佐 飛田 建  
ワクチン接種対策室長 梅原千也子 教育部長 小橋 聡子  
学校教育課長 田口 裕二 学校教育課長補佐 生田目綾子  
指導室長 白井 英成 学校給食センター所長 梅原 雅美  
生涯学習課長 綿引 勝也 生涯学習課長補佐 柴田 真一  
生涯学習課副参事 羽石 康弘 スポーツ推進室長 椎名 健文  
図書館長 疋田 克彦 中央公民館長 南波 三千代  
歴史民俗資料館長 鈴木 良一 歴史民俗資料館副館長 中嶋 圭子

会議に付した事件

- (1) 議案第4号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (2) 議案第5号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (3) 議案第6号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第7号 那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第8号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第10号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第8号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第11号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第12号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第13号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第15号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (12) 議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (13) 議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (14) 所管事務調査について  
…今後の進め方について協議  
開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

今日は教育厚生常任委員会ということで、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

やっと新型コロナウイルス感染症も収束の兆しが見えて、厚労省の感染症の区分も5類ということで、インフルエンザと同じということで、私はもうこれで収束なのかなという気がしております。もうすぐ4月でございますので、花見等々のイベントも日常どおりということで開催という話も聞きますので、早く元の生活に戻れたらいいなというふ

うに思っておるところでございます。

ポストコロナも含めて、今日は令和5年度の予算審議ということがメインの会議事件でございますので、皆様方には慎重なる審議のほうをよろしく願いたいしまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

それでは、開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましてはマスクの着用、また入り口付近に設置してあります消毒液にて手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔、明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきたいと思っております。

ここで、今回さきの補欠選挙で遠藤実議員が当選されまして、当教育厚生常任委員会委員に選任されておりますので紹介をしておきます。今日からよろしく願いをしたいと思います。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席はございません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて、皆さん、おはようございます。

教育厚生常任委員会にご参集いただきまして、誠にご苦労さまです。

今日は会議事件が、かなりボリュームがあるということで、時間がかかりそうだと思いますので、慎重なりにもスムーズなご審議をいただければと思います。そして、執行部の皆さんにおかれましては分かりやすい説明をお願いしまして挨拶に代えさせていただきます。今日はどうもご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は教育厚生常任委員会のご出席、お疲れさまでございます。

委員長のほうからお話ありましたように、新型コロナウイルス感染症は感染者がゼロの日も出てくるなど落ち着いている状況で、5月8日から5類への見直しと。それに先立って来週の月曜からマスクの着用は個人の判断ということで、ふだんの生活が戻ってく

るのかなと思いますが、窓口業務とか基本的な感染症対策のところはマスクを着用しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今回、総合計画改定後の最初の予算ということでして、DXの推進、地域の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本日の提出しております議案13件ございます。条例関係5本、予算関係は補正、特別会計含めて8本ということで、たくさん多い状況でございますが、ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 おはようございます。

新型コロナウイルス感染症関係ですけれども、学校のほうもおかげさまで先週後半より報告のほうゼロになってきておりますので、このまま続いてくれればありがたいなというふうに思っております。

学校のほうですけれども、年度末を迎えまして大きな行事が続いております。先週金曜日は県立高校の学力検査、来週の月曜日が中学校の卒業式、火曜日が県立高校の発表、木曜日が幼稚園の卒園式、金曜日が小学校の卒業式、そして来週の金曜日が令和4年度の終了式と、最後落ち着いた中で学校、有終の美が飾れるように学校現場とも委員会のほう連携取りまして進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお世話になります。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりでございます。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行ってまいります。

執行部に申し上げます。令和5年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については、款及び項まで、歳出については款、項、目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明をお願いいたします。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出お願いいたします。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終了した後に行います。

それでは、審議に入ります。

議案第10号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号をご覧ください。

議案第10号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

3款民生費、1項社会福祉費、高齢者保健福祉計画推進事業、補正後総額458万7,000円、年割額、令和4年度256万2,000円、令和5年度202万5,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業666万5,000円。

2つ飛ばしまして、9款教育費、2項小学校費、小学校感染症臨時対策事業801万2,000円。

3項中学校費、中学校感染症臨時対策事業462万6,000円。

5項社会教育費、図書館管理事業110万円。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正になります。

一番下になります。

ふれあいの杜公園テニスコート施設整備事業、補正後限度額2,100万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じになります。

13ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,444万3,000円の減、2目高齢福祉費448万9,000円の減、14ページをお願いいたします。5目後期高齢者医療費401万6,000円の減、8目介護保険費233万7,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費383万9,000円の減、2目予防費5,320万円の減、15ページをお願いいたします。3目健康増進事業費740万円の減。

19ページをお願いいたします。

2段目になります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費950万円の減。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費801万2,000円。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費462万6,000円。

20ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、6 項保健体育費、3 目体育施設費407万円の減、4 目総合公園費632万7,000円の減。

12款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金1,028万円。国県負担金等返納金でございます。うち子ども課が960万9,000円、健康推進課が66万円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

花島委員 ふれあいの杜テニスコートの整備関係で出入りがあるみたいなんですけれども、どんなことをするのか。あと、片方でプラスで片方でマイナスというのはどういう事情なのか。よく分からないので教えてください。

生涯学習課長 ふれあいの杜テニスコートの整備を行っておりまして、その差金を計上したものです。

花島委員 整備ってどういう整備をやっているんでしょうか。例えばコートの補修とか、そういう内容をお願いします。

生涯学習課長 ふれあいの杜テニスコートのコートを改修して、砂入りのコートにしております。

花島委員 砂入り人工芝にするということですか。

生涯学習課長 はい、そのとおりです。

遠藤委員 久しぶりでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

6 ページ、繰越明許ですが、2 点。

新型コロナウイルスのワクチン接種、この繰越しになった意味合いと内容、それとその下の小学校、中学校の感染症の対策事業ですが、繰越明許になった意味合いとその内容を教えてください。

健康推進課長 健康推進課です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の繰越しにつきましては、新年度予算を計上するに当たりまして、その時期に令和5年度の詳細な方針が出ていなかったもので、令和4年度分から5年度にかけて実施をする、令和4年度分として4月に請求がある分、年度をまたがって支払いが生じる分につきましては、委託料の繰越しが主なものとなっております。

以上です。

学校教育課長 教育費の小学校感染症臨時対策事業と中学校感染症臨時対策事業につきましては、令和4年度の感染症対策の2次補正で予算がつきまして、そちら予算を計上いたしました。執行につきましては、次年度に繰り越して執行するものなので今回繰越しとしたものでございます。

以上です。

遠藤委員 ありがとうございます。

ワクチンに関して、委託料ですが、これはどちらにどういう内容の委託ですか。

健康推進課長 ワクチン接種委託料は、医療機関で接種をしていただいた分の接種料の委託料になります。市内で接種していただいた分の請求と、あと市外の医療機関で接種した分につきましては国保連合会を経由しましてこちらに請求がまいりますので、通常の場合よりも1か月以上遅れて請求がまいるような状態となっております。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

古川委員 介護長寿課にお伺いします。

13ページの敬老事業なんですけれども、賃借料の減額補正ということですか。これバス代ですよ、バスの借り上げ料。これは当初予算全額の減額ですか。

介護長寿課長 古川委員おっしゃるとおり、全てのまちづくり委員会におきまして敬老会開催事業が行われませんで記念品配布事業となりましたことから、バス代、当初予算全額を減額しております。

古川委員 分かりました。

敬老会自体は全地区で中止になったということですか、今のお話。

介護長寿課長 敬老会開催事業につきましては全てのまちづくり委員会で中止になっておりますが、敬老会記念品配布事業につきましては全てのまちづくり委員会で実施をしております。

古川委員 分かりました。

そうしますと、この賃借料ではないんですけれども、補助金がありますよね、1人1,050円でしたっけ。これは敬老会を実施しようがしまいが補助金というのは全額出すんですでしたっけ。

介護長寿課長 1人当たり1,030円の補助金を各まちづくり委員会のほうに交付してございます。

古川委員 そうしますと、通常敬老会を実施する場合に記念品と、それから飲食代とか、そういうのがかかっていますよね。ということは、飲食代は多分かかっていないということでしょうから、中止になったということは、補助金は記念品に全部回してもいいというような感じになっているんでしょうか。

介護長寿課長 古川委員のご発言のとおりです。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

ごめんなさい、もう一つ。

学校教育課に伺います。

今年度の補正での小中学校の新型コロナウイルス感染対策の備品購入はどういったもの

を購入されるのでしょうか。

学校教育課長 今回の補正の備品でございますけれども、換気対策が対象ということになってございまして、今回は空気清浄機のほうの購入をいたします。

古川委員 小中学校ともにですか。どういうところにそれは設置するのでしょうか。

学校教育課長 小中学校とも備品につきましては空気清浄機を購入いたしまして、普通教室でしたり特別教室でしたり職員室でしたり、学校ごとに配置をしております。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

ということは、ちょっと金額にそれだけ達しているのか分かりませんが、例えば普通教室というと全ての教室に1台ずつ置くということになるんですか。金額的には、こんな結構安い金額なんですけれども。

学校教育課長 お答えいたします。

ちょっと訂正させていただきます。申し訳ございません。

HEPAフィルター付の空気清浄機なんですけれども、こちらの設置につきましては職員室、保健室のほうに設置となっております。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほか。

遠藤委員 すみません。関連で、分からないので教えてください。

この補正で言うと小学校250万8,000円ですよ、中学校は132万円ですよ。補正ですから、これはあれですか、当初予算でもうほとんどのところについていて、このところだけ、足りないところだけ入れるという意味ですか。

学校教育課長 学校のほうで既に設置している部分もございまして、今回学校のほうを調査いたしまして、不足の部分に追加するというところでございます。

遠藤委員 すみません。ちなみに、どこでというのは言えるのかな。何校分、小学校何校分、中学校何校分なんですか、これは。

学校教育課長 小学校につきましては8校分、中学校につきましては4校分となっております。

委員長 ほかよろしいですか。

武藤委員 4款衛生費で、予防接種事業で4,770万円とか減になっているんですけども、予防費のところですよ、何でこれ減額になっているのかをお伺いいたします。

健康推進課長 予防接種事業につきましては、こちらの予算は通常今までもありました定期予防接種事業になります。乳幼児の予防接種と高齢者インフルエンザ等の予防接種の事業予算となっております。今回かなり大きい額の不用額が出ましたのは、今年度、令和4年度から子宮頸がんワクチンの接種のほうが開かれましたことに伴って、接種の見



込数よりも実績のほうがそこまで上がらなかったの、それを不用額として今回減額させていただきます。

武藤委員 そうなってくると、やっぱり子宮頸がんの予防を希望する人というのが少なかったというのが理由なのかな。

健康推進課長 平成25年から子宮頸がんワクチンのほうの積極的接種勧奨を控えるということで、その間ずっとワクチンのほうは、希望者には接種はできましたけれども、接種後の全身の痛みですとか、そういったことがあってという、そういった恐怖心のほう、少しでも解除できるようにということで文書のほうはリーフレット等を入れて再開に当たりましては勧奨しておりますけれども、実際のところはいろいろ、ご家族の中で話をされたり、医療機関の先生のほうにもご相談いただいた中で接種が進められてきております。実際には、接種が開始したから、いきなり、はい接種しますというだけの安心感が持てなかったというか、こちらのほうの周知も十分ではなかったのかもしれないけれども、実際のところとしましては進んでいなかった、希望をされる方がそう多くなかったというのは事実だと思っております。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩(午前10時23分)

再開(午前10時25分)

委員長 では、再開します。

学校教育課が出席をしました。

議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、学校教育課所管部分、こちらを議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育指導費、これはコミュニティスクール推進事業を除きます。これについて説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の田口と申します。ほか関係職員7名が出席しております。よろ

しくお願いいたします。

それでは、予算書、こちら136ページになります。また、主要事業説明書につきましては110ページからになります。

款、項、目、予算額の順に読み上げます。

それでは、予算書136ページ、下の段になります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費195万7,000円、教育委員の報酬が主な予算となっております。

続きまして、137ページ、中段お願いいたします。

2目事務局費2億1,783万3,000円、前年比56万6,000円の増となっております。こちら、職員や会計年度任用職員の人件費が主な予算となっております。

続きまして、139ページをお願いいたします。

3目教育指導費2億3,054万円、前年比1,436万5,000円の増額でございます。増額の主な理由ですけれども、外国語指導助手設置事業、こちらにおきましては今回契約が更新になりまして予算額が増額となっております。また、学習指導員等配置事業、下のほうにございますけれども、こちらにつきましては、配置人数、昨年よりも学習指導員1名増という予算になってございます。

続きまして、140ページをお願いいたします。

教育支援センター設置事業、こちらにおきまして、14節の工事請負費になりますが、下水道の接続工事費を計上してございます。

続きまして、141ページ、学校教育情報化推進事業です。こちら令和5年度に文部科学省のほうで募集しておりますリーディングデジタルトランスフォーメーション、DXスクール事業というのがございまして、こちらに応募してございます。このモデル事業に那珂市が選定されたときの事業費といたしまして200万円のほうの予算を計上してございます。

教育総務費の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

花島委員 今お話しがあったリーディングDXスクール事業って一体何をやるんでしょうか。

どこでもいろいろデジタル化でやっていますよね。特に国の推進事業で応募してやるというのは何が違うんでしょうか。

学校教育課長 こちらのリーディングDXスクール事業なんですが、文部科学省のほうでDXの実践研究をする市町村を募集している事業でございます。こちら、那珂市のほうで手を挙げさせていただきまして、まだ決定は来ていない状況でございます。那珂市といたしましては、この補助事業のほうに選定されたときは、那珂市の特色を生かしたタブレット端末を用いた学びの在り方など、そういったものを実践研究していきたいとい

うふうに考えてございます。

以上でございます。

花島委員 今の説明だと、もちろん那珂市側の教育でも研究をするけれども、その中身を文部科学省に渡して、文部科学省としての研究事業の補助にすることでもいいんですか。

指導室長 今の質問にお答えします。

こちらのリーディングDXスクール事業は、リーディングというのはリードするという意味のリードになります。ですので、那珂市のほうで実践研究をしまして、それを国のほうにも提供しまして横展開を図っていくというものになります。

以上です。

副委員長 今の事業なんですけれども、今応募している段階で、もしそれが通ればいつ頃からになるんですか。

指導室長 この後事業計画のほうを出しまして、こちら文部科学省の委託事業になりますので、委託されたところから決定通知がまいります。実際始まるのは4月以降というふうに聞いております。

委員長 質疑ございませんか。

遠藤委員 小中一貫教育推進事業ですけれども、これもう小中一貫始めてもう数年たっておりますが、今年度もこういう予算がついていますけれども、スタート当初以来、小中一貫の意味合いなんですけど、これまでやっていた小中連携と何が違うんだというふうなことで、小中一貫、導入当時いろんな意味合いを語られていらっしゃいましたけれども、今この何年かやってきて、小中一貫が果たしてきた意味合いとか意義というのは当初の目的に沿ってきているものなのかどうか、ここらをちょっとお伺いします。

指導室長 本市の小中一貫教育は、学園小中一貫教育ということを推進しております。学園中の小学校と中学校が同じ共通目的を持って子供たちを9年間で育てていくというものになります。当初、この小中一貫教育の1つの目的は教職員の意識改革というふうに言われておりました。アンケート等を実施しますと、教職員が系統的に学習を、授業づくりをしている、それから系統的に子供たちを9年間で育てていこうという、そういった意識の向上が見られております。

また、児童生徒にとっては、全国調査の結果から見ますと、小学校の結果から中学校への結果、そこの推移を見ますと向上しているというような好結果のほうを得ている次第です。

以上です。

遠藤委員 当初、これ導入当時、一番言われていたのは中一ギャップの解消だったんですよね。いわゆる小学校から環境が中学生でがらっと変わると、教科担任制になり、また部活も始まり、いろいろと、別の小学校の子供たちも来る。生活の環境によって中一ギャップでなかなか、不登校とかなじめない子が多くなるだろうから、そのギャップ解消にやろ

うということでありましたが、その中一ギャップの現状。それと、先生方も小学校から中学校に子供たちの生活指導に当たって、それぞれ個票をつくってそれぞれ生活指導の内容を受け渡していくというふうな、そういうふうな意味合いもあったと思いますが、この小中一貫教育によって小学校と中学校の教師の間の連携というのはどういうふうになっているのか教えてください。

指導室長 学園の小中学校では学園小中一貫教育推進委員会というものを設置しております。部会ごとに協議をしまして、例えば生徒指導面であれば生徒指導部会のほうで協議をしております。そこで必要なものは何かということも協議したりとかしまして、例えば生活の決まりを小学校も中学校も同じようにしたり、学習の進め方を小学校も中学校も同じように進めたりというように連携のほうを図っております。その結果、子供たちの学習面での意識というものは平成27年度の立ち上げ当時よりも、意識調査ですけれども、こちらは数ポイント向上しております。

また、中一ギャップということで、こちらの自己有用感というところではかってみますと、中学校のほうではこちら5ポイントほど向上している様子が見られます。小学校についてはそれほど変わっていないところではあるんですが、この小中一貫の取組というのは効果が出ているというふうに考えております。

以上です。

遠藤委員 分かりました。そういった形で組織をつくって検証していらっしゃるということは素晴らしいなというふうに思いますので、そもそもの本来の、当初の目的どおり小中一貫進めていただければと思います。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

武藤委員 教育支援センター事業なんだけれども、資料を見るとちょっと相談の件数が徐々に減っていると思うんですけれども、この辺りの減っている理由というのはどういふのが考えられますか。

学校教育課長 お答えいたします。

確かに相談件数見ますと令和2年度から3年度、4年度減少という形になってございますけれども、なかなか、今回新型コロナウイルス感染症もございまして、そういったものの影響が一つあるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

武藤委員 それと、下水道の接続事業というのがあるんだけれども、これ場所はどここの場所を言っているのかお伺いします。

学校教育課長 こちら教育支援センターなんですけれども、旧戸多小学校の跡地に教育支援センターございますので、そちらの下水道への接続ということになります。

以上でございます。

武藤委員 いつから旧戸多小になったんですか、2年くらい前でしたか。

学校教育課長 令和2年度から教育支援センターのほうが旧戸多小学校のほうに移転をしております。

以上でございます。

武藤委員 そういうちょっと地理的な面もあってこの相談件数も減っているのかと思うんだけど、前これ菅谷地区でしたか、あったのは。多分その辺りの地域的な問題もあって減少しているのかなと思うんですけども、そのような辺りの地理的な面とかで相談者からの不便性とか、そういうのは聞いたことありますか。

学校教育課長 地理的な利用者からのお話というのは聞いたことはございませんで、子供たちにつきましてもひまわりタクシーなどを活用しまして支援センターのほうまで通学しているというのが現状でございます。

以上でございます。

武藤委員 了解です。

委員長 では、私ちょっと1件確認させてください。

同じ140ページで、教育支援センター設置事業のところ、先ほどトータル相談件数は減っていますということなんですが、非常に気がかりなのが登校渋りなんです。この3年ほどはそんなに、120、143件、130件ということで、どちらかといえば増えていると、減らない状況にありますんで、これをこのままにしておくとならざるを得ないので、その辺の対策と、あと現実に登校中にやっぱり出てしまう例があるんです。これは登校班で親御さんがいないところで発生すると。最悪1人になってしまうという事例も出ています。そうした場合どうするのかというのも、非常に親御さん、登校班の班長だけでは処理しきれない案件なんで、その辺をきちんと学校側でどういうふうに指導していらっしゃるのか確認をしたいと思います。

指導室長 まず、登校渋りですが、この令和2年度、3年度、4年度につきましてはコロナ不安、こちらとそもそもの登校渋りというところのすみ分けというところが非常に難しいことになっております。そういったものも含まれてこの件数になっているというふうに解釈しております。この後は、新型コロナウイルス感染症のほうも5類のほうになりますので、この数値的なところ、それから児童生徒の様子を見守っていきたいと思います。

また、登校班につきましては、1人区間が出てしまうというものは、これは地区的にも出てくることかと思っております。こちらについては子供たちの安心安全というところに関わってきますので、地域の方にもながら見守りという、何々しながらということで、そういったことを呼びかけながら子供たちの安心安全というところにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 コロナ不安でちょっと多いのではないかというお答えですけれども、これ各個人個人状況が違うと思いますので、個別対応のほうぜひしっかりとお願いしたいと思います。

それから、登校中の件ですけれども、これながら見守りってなかなか難しいんです。たまたま合えばいいんですけれども。あと、110番の家があるんですが、それもちょっと、菅谷は都会ですんでたくさん駆け込みするところがあるんですけれども、それ以外の地域って割とないんです。朝方、110番の家もいなくなったりするんで、その辺をもう一度、110番の家を増やすとか、子供たちにこういう場合はこうしてねということで、多分携帯も持っていないんで連絡のしようがないと一番困ってしまうんで、そこを今後もう少し突っ込んで対策のほうお願いしたいんですが、いかがですか。

指導室長 学校のほうの指導になりますけれども、学校のほうでは子供たちに自分たちでの危機管理、自分の身は自分で守るということで、通学路の中でどこに110番の家があるのか、そういったことを確認する。また、入学前には保護者の方にも通学路と一緒に歩いてもらって、また物理的に子供と同じ目線に立って、どういったところに危険箇所があるのか、どういったところが1人区間になるのかというところを学校のほうから家庭のほうにお願いしているところです。そういった結果、中には下校途中にトイレに行きたいということで110番の家を利用するなんていう事例も上がっているというふうに聞いております。

以上です。

委員長 十分配慮いただきたいと思います。

それと、もう一点。登校班については、今の登校渋りの事例もそうなんですけれども、5、6年生が班長、副班長ではなくて、3、4年生が班長、副班長になる班がもう出てきます。今後出ていきます。彼らが6名ぐらい引率してちゃんと行けるかどうかというのは非常に大変な苦労があるわけです。子供たちにとっては。この辺は、5、6年生がいるところで10人、11人にして一緒に行けばいいのかということ、それもまた多過ぎて大変だなというところもあるんですけれども、そこをきちんと、大変なだけどもやらなきゃならないよという現実があって、じゃそこまでの責任、何かあったときに面倒見られるのというところまで考えてあげて、地域の見守りパトロールの方がたくさんいらっしゃるんで、できればもう少し寄り添っていただけたらありがたいなど。学校側も、じゃ任せたからいいよねということじゃなくて、3年生、4年生ですから、土台そこを班長、副班長にしてやれというのが、ちょっと考え方が間違っているんじゃないかと思うんですけれども。その辺も、どういうふうに考えて指導していただけるのか、ちょっとお答えください。

指導室長 各学校では、学期に1度は登校班集会等を開きまして、班長としてのあるべきものというのは何か、また、子供たちだけに全ての責任を押しつけることはできませんので、班長としてできること、それからどういったことを守ってほしいのか、そういったとこ

ろを確認しております。

また、地域の方にはそれぞれの教頭先生方が下校計画等を出しながら、地域の方の見守りというところもお願いしているところです。この後も、今ご指摘いただきました3年生、4年生が班長になるということも出てくるということも含めまして、学校のほうに指導していきたいと思います。

以上です。

委員長 ぜひ細かなところまで十分ご配慮のほうよろしくお願ひしたいと思います。

花島委員 予算項目にどこかあるかどうか分からないんですけども、ここのところすごく気にしているのは、DXでタブレットの利用が進んでいるんですけども、一方で結構疲れますよね、これ使っているのは。特に長時間になると。そういう影響の調査というのも変な言い方ですけども、状態の実態把握というんですか、そういうのはどういうふうに考えていますでしょうか。使えば使うほど頻度が長くなって、結構私もたくさん使うときあるんですよ。えらい疲れちゃうんです。

学校教育課長 現在予算ですとか調査というのは実施はしてございません。ただ、情報化推進委員会という委員会がございまして、教職員の先生方とか指導室のほうの職員と、そういったタブレットを使う上での課題でしたり、そういったものについても話合いのほうは進めているというところがございます。

以上でございます。

花島委員 よろしくお願ひします。タブレット以前に、職場にコンピューターが入って結構そういう問題が生じてきたんですよ。ですから、学習の場でも多分起こり得ること、多分起こると思うので、どうやって抑制するかとか、どうやってかわすかとか、注意しながら検討して、考えていっていただきたいと思います。

以上です。

指導室長 今の件なんですけれども、情報化推進委員会のほうでタブレットの使い方、情報モラル的なところ、それから健康面も配慮して、そういった使い方ということで小学校、中学校のほうにお渡しできるようなリーフレットのほうを作成して、次の令和5年度、各家庭のほうに配付する予定になっております。そのような形でも啓発のほうを行っていきたいと思います。

花島委員 すみません、もう一つ。

今使い方ですかね、ご存じかと思うんですが、高校生ぐらいの子が回転ずしか何かのところでふざけたことをやって、それですごい金額の損害賠償を請求されましたね。ああいうことも起こり得ることなので、そっちのほうの教育もよろしくお願ひします。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、次、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説

明を求めます。

学校教育課長 それでは、142ページ、中段になります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費2億711万2,000円、前年度比4,848万4,000円の増額でございます。こちら、小学校の管理運営費が主な予算となっております。主な増額の理由でございます。小学校管理事務費におきまして、小学校の教科書が改訂になります。こちらで教師用教科書、指導書の購入費のほうを計上してございます。

また、143ページの小学校施設管理事業、こちらでは電気料など光熱水費が値上がりをしてございまして需要費が増額というふうになってございます。

次に、144ページ。小学校施設整備事業になりますが、菅谷西小学校の外周フェンスが老朽化しまして、フェンスの整備の工事費のほうを計上してございます。

続きまして、148ページをお願いいたします。

2目教育振興費6,288万1,000円です。就学奨励事業ですけれども、こちら経済的理由によって就学困難な児童について学用品等を給与する就学奨励を行います。また、教育用コンピューター管理事業では、児童の学習用ソフトの使用料や工務用のパソコン借り上げ料などを計上してございます。

小学校費の説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、ないようですので質疑を終結します。

次に、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明を求めます。

学校教育課長 それでは、149ページ、下の段になります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1億2,102万8,000円、前年比1,549万9,000円の増額でございます。中学校の管理事務費や施設管理が主な事業となっております。増額の主な理由ですけれども、中学校管理事務費では第二中学校と第三中学校、こちらのプールが故障いたしまして使用できなくなっております。プール学習用のバス借り上げ料のほうを計上してございます。

また、150ページの中学校施設管理事業におきまして、小学校と同様、やはり電気料の値上がりなど光熱費が増額というふうになってございます。

153ページ、お願いいたします。

中段、運動部活動外部指導者派遣支援事業ですけれども、こちら令和5年度につきまして外部指導者を全ての中学校に配置できるように報酬費のほうを10人分計上してございます。

次に、153ページ、下の段をお願いいたします。



2目教育振興費4,833万3,000円、前年比175万2,000円の増となっております。就学奨励事業、こちら小学校と同様ですけれども、経済的理由によって就学困難な生徒について、学用品等を給与する就学奨励を行います。また、教育用コンピューター管理事業、こちらにつきましては、生徒の学習用ソフトの使用料、工務用のパソコンの借り上げ料などを計上してございます。

中学校費の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 運動部活動外部指導者派遣支援事業なんですけれども、今各校に1人でしたっけ、増やすということですね、お願いするということですね。それと地域移行の、何かちょっと矛盾しているような気がするんですけれども、それはどのようにお考えですか。

学校教育課長 令和5年度につきましては、地域移行がその先にごございますけれども、まず中学校のほうに外部指導者を、一応各中学校に2名分の予算ではあるんですけれども、その全体の予算の中で各中学校でご相談いただきながら外部指導者のほうを配置していきたいというふうに考えてございます。地域移行する前に、やはり中学校の部活動について指導していただける人の確保ということも大切なことになってまいりますので、その点でまず外部指導者のほうの配置を進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

古川委員 分かりました。地域移行はその先にあるということね。取りあえずそれまでは部活動を維持するというか、外部指導の方にもお願いして取りあえず維持して、その先に地域移行を考えていくということですね。この間、教育長のほうからご答弁で、できることからやっていくというような、地域移行に関してはということですから、すぐにやるということではないということですね、令和5年度は。分かりました。

教育部長 補足いたします。

こちらの部活動指導員は平日中心です。ただいま進めている地域移行は土日、休日の部分なので、すみ分けができております。

以上です。

古川委員 分かりました。今突っ込むつもりなかったんですけれども、あえて今ご答弁があったので、地域移行って土日だけでしたっけ、今進めてくださいって言っているのは。平日はあくまでも学校が教え、土日に関しては地域に移行していくと。ということは、地域移行になっても平日の指導に外部指導員をお願いすることは当然あるということですね。そういうことですよ。分かりました。

委員長 よろしいですか。

遠藤委員 ちょっと、小学校もそうだったんですが、中学校でどこに書いてあるか分からなかったのでお聞きするんですけれども、那珂市内の今小中学校にスクールカウンセラー、

あと例えばスクールソーシャルワーカーとか、そういったものが入っていると思うんですが、どれぐらい、どこに何人ぐらいというのがちょっと分からないので教えてもらっていいですか。

学校教育課長補佐 お答えいたします。

スクールカウンセラーにつきましては県のほうで配置をさせていただいていますので、那珂市の予算からは計上しておりません。また、スクールソーシャルワーカーの話もあったかと思うんですが、こちらも県の事業として配置させていただいております。ただ、那珂市としては教育支援センターに1人スクールソーシャルワーカーを配置しております。

以上です。

遠藤委員 分かりました。

では、ここの、151ページの心の教室相談員、これはどういう事業で、運用状況を教えていただければ。

学校教育課長 心の教室相談員ですけれども、各中学校に1人を配置してございます。こちら、配置につきましては週に2日から3日、1日4時間から6時間程度ということで、生徒や保護者、教職員などの相談を受けるというような事業でございます。

以上でございます。

遠藤委員 その相談の内容、心の教室相談員、その内容とここ数年、新型コロナウイルス感染症があったからちょっと単純には比較はできないかも知れませんが、増えているのか減っているのか、その重篤具合含めてちょっともう少し教えてください。

学校教育課長 相談内容ですけれども、内容につきましては不登校だったりいじめだったり友人関係だったり、また学習や進路のこと、また家族のこと、教員関係のことなど様々でございます。相談の回数でございますけれども、相談の回数といたしましては令和2年度が2,556回、令和3年度が3,401回、令和4年度が、こちら12月末までの数字なんですけれども、2,692回という数字が出てございまして、多少増減はございますけれども、相談につきましてはかなりの件数というふうになってございます。

以上でございます。

遠藤委員 これが多いか少ないかどう見るかではありますが、これどういうふうにつながっているかなんですよね。どういう方が相談員として配置されていて、何人で、重篤な場合はどういうふうに対処されているかを教えてください。

指導室長 心の教室相談員と生徒、こちらの人間関係づくりというのはとても大事になってくるかと思えます。心の教室相談員は授業参観をしたりとか休み時間に触れ合ったりとかをしながら生徒と人間関係づくりをしております。そういったところで相談という件数が、相談しやすい雰囲気をつくっております。そういう中で上がってきました相談事例については、学校の教職員と常に連携を図りながら進めております。また、月に1回支援センターのほうで研修会がございます。こちらに心の教室相談員のほうも参加してお

りますので、そこで相談事業の資質向上を図ったり、また大きな案件についてはそこでも共有したりとかをしながら進めているところです。

以上です。

遠藤委員 どういう方が相談員で、それが重篤な場合はどういうふうにして対応しているかというのをお聞きしております。

学校教育課長補佐 お答えいたします。

心の教室相談員は、例えば教育支援センターにおります教育相談員とは違い、もう少し身近で悩みや何かあったことを打ち明けやすい人ということで、例えば大学生の方でしたりとか、あとは専門の資格を持った方ではなく本当に気軽に相談しやすい方をお願いしています。そこで分かった重篤な案件につながりそうな悩みや問題等があったときには、先ほどもありましたように、教職員と共有をしたり、それから教育支援センターの専門の教育相談員につなぎまして、例えば専門的なケアが必要だとか、何か特別なサポートが必要なのかというのを検討して対応している状況です。

委員長 では、ほかよろしいですか。

副委員長 予算書の151ページの遠距離通学費補助事業になるんですけども、これ市内で何名ぐらい生徒がいて、補助というのは具体的にどういったものに補助するのか教えてください。

学校教育課長 こちら、遠距離通学費補助事業ですけども、戸多地区の、三中学区なんですけれども、戸多の大内地区の一部というところと、あと下江戸地区の遠距離通学生徒に係る経済的負担を軽減するというものでございまして、通学距離が6キロ以上で自転車通学をしている生徒に対して支出をするものでございます。令和4年度につきましては6キロ以上通学する生徒というのはありませんで、4年度の実績としてはゼロという数字になってございます。

以上でございます。

委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

委員長 では、次、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費について説明を求めます。

学校教育課長 それでは、予算書155ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費9,817万9,000円、前年度比1,292万6,000円の増額でございます。主な理由でございますけれども、職員人件費のほうで産休育休代替えということもございまして、講師2人分の予算を計上してございます。

また、下の段、ひまわり幼稚園管理事業、こちらでは光熱水費が増額となっております。

また、156ページのひまわり幼稚園運営事業ですけども、令和6年度から3歳児保育を開始するに当たりまして、3歳児用のテーブルなど必要な備品購入費を計上してござ

います。

幼稚園費につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございますか。

(なし)

委員長 ないようですので、次へまいります。

次は9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費について説明を求めます。

学校教育課長 それでは、予算書168ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費4億7,160万9,000円、前年度比2,365万4,000円の増でございます。給食センターの管理運営のための事業でございます。主な増額の理由でございますけれども、169ページ上段の給食センター施設管理事業、こちらではやはり電気料などの光熱水費が増額となっております。また、給食センター運営事業、こちらでは、170ページになりますけれども、備品購入費といたしまして、古くなりました備品、移動シンク2台、エプロン殺菌庫2台、コンテナ10台の更新をする予定でございます。また、中段の給食センター施設整備事業におきまして、施設の雨漏りに対応するため、屋根や壁を含めた防水工事費を計上してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございますか。

遠藤委員 運営側のほうにはなるとは思うんですが、今学校の給食で食材は那珂市産のものというのはどれぐらいの割合を占めていますか。

給食センター長 お答えします。

総使用料8万5,368キロ中、県内産が5万1,645キロ、そのうち市内産については3万2,616キロ、使用率につきましては38.21%使用しております。

説明は以上でございます。

遠藤委員 割合で言うと38.21%、これがいわゆる地産地消。これってというのは方向としてはこれから上げる方向なんですか、それともそういったことは特段考えていないのか。上げるに当たって、もし考えているのであればどういった課題があるのか。そこら教えていただいていいですか。

給食センター長 お答えします。

市内産の野菜につきましては、できるだけ使用をするように考えております。ただ、天候の状況によりまして不作等もございますので、極力市内産のものについては使うようには今後も考えております。

以上でございます。

遠藤委員 これってというのは、例えば市内の産出の野菜等々を何%ぐらいに引き上げるとか、

そういったものというものはあるんですか。

給食センター長 お答えします。

地場産会議というのを年2回開催しております、その中で、農家さんたちが参加していただいている会議があるんですけども、その中で市内産の野菜、作付けであったり、そういった時期的なものを増やせるかどうかというような話を年2回行っております、その中で、できるものについてはお願いするような形で、ただ数量、使用量が結構多いですので、その分が確保できるような野菜について、今後使えるような形で進めていくような話をしております。

以上でございます。

遠藤委員 分かりました。

あと、昨今オーガニック食材に関してもいろいろと言われていたのですが、これ那珂市の考え方はどうなっていますか。

給食センター長 なかなか金額的なものが高いというのもございまして、それから確保する使用量、そういったものもなかなか難しいというところで、使えるのであれば使いたいとは考えてはいるんですけども、なかなか今の段階では難しいのかなというふうな考えでおります。

以上でございます。

委員長 ほかよろしいですか。

私、ちょっと1点だけ確認させてください。

169ページの賄い材料費。今話が出ておりましたけれども、今年度2億2,000万円ということで、昨年よりは320万円ほど少ない予算で見えていますけれども、これ人員不足なのか、それとももう食材は必ず上がってまいりますんで、その辺は見越した上での数値の予算なのか、お答えください。

学校教育課長 昨年より300万円程度予算が減となっておりますけれども、児童生徒の人数によって計算してございますので、その分で減少をしてございます。

また、食材の上昇分については特別上乘せはしてございまして、食材を上手に選びながら給食のほう対応していくというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

委員長 例年ですと補正を必ず組まれて、承認していただきたいという話になるんですけども、今年度はその辺は大丈夫ですね、今の。それはどうなるか分かりませんという話じゃなくて、きちんとそこまで見通しをして予算を組んでいただきたいんで、その辺はいかがですか、大丈夫ですか。

学校教育課長 申し訳ございません。賄い材料費、確かにどういったものが値上がりしていくかということもございまして、現段階で大丈夫ですというお答えはできません。ただ、まずは様々な食材、使う食材を上手に選びながら調理のほう進めていくというところで

考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 よく見通しを立てて、組んでいただければというふうに思ひます。

よろしいですか。

武藤委員 給食センターを外部委託するという件なんですけれども、今のところどのような進捗状況になっているのかお伺ひいたします。

学校教育課長 給食センターの調理業務の民営化につきましては、今年度方針のほう定めまして、令和6年9月から実施するというこゝで進めてまいります。来年度につきましては、どういった内容で委託していくのかという仕様書を確定いたしまして、その仕様書に合わせて契約というものを来年度中にしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

委員長 これで質疑を終結します。

以上で学校教育課所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

11時20分までちょっと休憩といたしますので、よろしくお願ひします。再開は11時20分から。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時21分）

委員長 それでは、再開します。

生涯学習課が出席しました。

続きまして、議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、生涯学習課所管部分を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、これはコミュニティスクール推進事業のみについて説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の綿引と申します。ほか関係職員10名が出席しております。よろしくお願ひします。

委員長 よろしくお願ひします。

生涯学習課長 着座にて説明させていただきます。

予算書及び主要事業説明書により説明いたします。

予算書につきましては141ページからとなります。また、主要事業説明書については116ページから123ページとなります。

それでは、予算書141ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、教育総務費のうち生涯学習課所管分の

説明をいたします。

2段目になります。

コミュニティスクール推進事業17万5,000円、2万9,000円の減となります。学校運営協議会の運営に必要な経費で、報償費や消耗品、保険料が主な内容となります。

教育総務費については以上となります。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 コミュニティスクール推進事業については、以前の教育厚生常任委員会でも視察に行ったぐらいで、これ推進してほしいなということで以前から、今瓜連地区でやっていると思いますけれども、ほかの地区に拡大というか、できないのかという話を以前から要望という形でしてきているんですけども、これはどうなんでしょうか。

生涯学習課長 瓜連でやっているコミュニティスクールのほかに、那珂市オリジナルのコミュニティスクールということで、現在、木崎、額田地区でオリジナルのコミュニティスクールを開始しているところです。

古川委員 そうですか、ごめんなさい、勉強不足で。瓜連地区に関しては防災とか、そういった関係でやっていただいている、昨日でしたっけ、新聞に、あれ文部科学大臣表彰でしたよね、大変すばらしいなと思ったんですけども、じゃ木崎地区と額田地区はどんな授業やっているんでしょうか。

生涯学習課長 地域の方に協力をいただいて、農業に特化した授業であったりとか、あと那珂研究所を招待して科学実験などの授業を行っております。

古川委員 分かりました。ちなみに、それは今年度、4年度からですか、前からやっていたか。

生涯学習課長 令和2年度から行っております。

遠藤委員 この予算、このコミュニティスクール推進事業の中身を教えてほしいんですが、これはどこの学校対象のどういう内容ですか。

生涯学習課長 こちらは瓜連地区のコミュニティスクールに特化した事業費となっております。

遠藤委員 では、この予算に関してはあくまで瓜連地区の、瓜連の小中のコミュニティスクールの事業。今お話しされていた令和2年度からされている木崎小と額田小に関しては、これは市の予算内でやっている事業ではなくて、来年度の、令和5年度も当初予算は予算化していないという意味ですか。

生涯学習課長 おっしゃるとおりです。

遠藤委員 なぜですか。

生涯学習課長 こちら、コミュニティスクール事業で予算計上しているものに関しては市教育委員会が設置している事業として行っているものになっております。そのほか、那珂市オリジナル事業については学校が設置している事業で、別に行っているというふうな区

分けをしております。

遠藤委員 すみません、そうしたら、ちょっと課が、部長に答弁してもらったほうがいいのかもしれませんが、恐らく先ほどの学校教育課内の各学校の管理費の中に入っている、違うのかな。どういう運営費、ちょっとそこら、市の予算としてはどういう予算に、どこに入っていますか。

生涯学習課副参事 那珂市オリジナルの学校運営協議会に関しましては、予算化をしますと、というか、実際はしていません。その理由としては、予算化をしますとその予算の消費のために何かをするというようになちょっと違う方法になってしまう可能性もあるということを考えて、令和2年度に学校と相談をしまして、地域の方も交えて相談をしまして、地域でできること、学校に対して何か支援ができることというような意味合いで協力できることをやっていこうということで、そういう形で始まりました。

遠藤委員 ただ、地域の方をお呼びして、例えば瓜連のほうで予算化しているような、同じようなことを多分地域の方とやると思うんです。それが例えば報酬費とか何とかで瓜連の事業には予算化されているのですが、例えば瓜連のやっている内容と木崎、額田がやっている内容は違って、やっぱり人をお呼びして、もしくは研修をしてとか、いろんなものをやるには予算化しなければ地域との交流、コミュニティ事業できないと思うのですけれども、それは逆に2年度からやっていらっしゃったということは、そこはどういう予算でやっていたかということなんですけれども、ちょっとそこをお聞きしていいですか。

生涯学習課副参事 実際には予算がかからないというか、ボランティアというような意味合いで協力をいただいています。それに関しましては、学校も地域のほうもそのような形でということでしたので、そのような状況で継続しております。

遠藤委員 分かりました。では、例えば実証実験的に各校でやれるところからやっていくというふうな積み上げをやってこられたとすれば分岐は分岐はいいけれども、今後、まさしく表彰されたようなすばらしい、瓜連地区のコミュニティ、そういうふうなことをされるのが、今後そちらに向かうのであれば、この予算化においても、今当初予算ではこうかもしれませんが、今後新型コロナウイルス感染症の収まる状況を見据えた上で、ある程度そういったことも、補正含め、令和5年度中にどんな形でやっていくかというのは、ちょっと予算も含めて運用の在り方考えたほうがよろしいんじゃないかなとは思いますが、どうでしょうか。

教育部長 ご指摘ありがとうございます。

この成り立ちからちょっと説明したいと思います。

白鳥学園で行っているのは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた法定の組織になっております。先ほど課長からオリジナルのという説明があったかと思えます。その法定の組織とは別に、那珂市のオリジナリティーが出せるような何かそういうコミ



コミュニティスクールの在り方がないだろうかというところで令和2年以前から検討してきたところ、いわゆる小規模校、額田小学校と木崎小学校では、ごめんなさい、この間の一般質問でも答弁申し上げたんですけれども、地域でいわゆる学校応援団とも言うべき組織が既に立ち上がっていて、いろんな地域の方が出前授業してくれたりといったところがもう既に出来上がっていたんです。法定に基づくコミュニティスクールではなくて、もう既にある那珂市の地域の力、人材を生かした、その形でコミュニティスクールを考えていこうというところで今、先ほど実証的なのということをおっしゃっていただきましたけれども、そういう意味合いも含めて今進めているところです。なので、先ほど担当のほうから申し上げたように予算化していませんけれども、もう既に地域がボランティアで、自分たちが学校運営に関わっていこうと、そういう意気込みの中でできておりますので、あえてそこで市教育委員会のほうから予算となると、先ほど言ったようにやっぱり縛りが出てきてしまったり、反対に地域地域の自由な取組がちょっと阻害されるかなというところもありますので、現時点ではそういう考え方の下で運営しているところです。

以上です。

遠藤委員 経緯としては分かりました。私も、木崎のほうなんかの話を聞くと、そういったことをやっていらっしゃる。額田も分かっています。内容自体は分かりますので、ただそれを例えばどこをゴールとしてというか、どういうふうにやっていくかというのは、多分今のままでやっていくとどこかでちょっと無理が出てくるかもしれないと思って、先ほど補正含めて、今後進んでいくことによって、もっとじゃこういったことをやりたいねとなってきたときにはやっぱり予算化が必要な場面が出てくるんじゃないかと思うんです。だから、今はこの流れでやっていきながら、場合によっては今後もっともっと市としてきちんと予算化認めていただければ、これもできるね、あれもできるね、そういったことも含めて、小規模校と地域の共生という部分をしっかり探ってもらえればいいんじゃないかなという意味で申し上げました。頑張ってください。

花島委員 コミュニティスクール関連ですが、今額田地区等はそれでいいと思います。ただ、遠藤委員おっしゃったように、こういうことやりたいからお金が欲しいというなら補正予算でも何でもぜひ提案していただきたいと思います。

私が聞きたいのは、まちづくり委員会が各地区にありますね。それとこのコミュニティスクールとの連携というんですか、そういうものの状況は何か把握していますでしょうか。

生涯学習課副参事 実際に白鳥学園のほうではまちづくり委員会の委員長に委員として活動していただいています、その中で、横の連携ということでまちづくり委員会の方にいろんな事業の協力をしていただいております。那珂市オリジナルの学校運営協議会の額田小学校、木崎小学校に関しましても、様々な場面でまちづくり委員会の皆様に協力して

いただいておりますので、そのほかの学校に関しましてもそのような状況を踏まえてまちづくり委員会と連携をさらに強化していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 では、次、9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費、3目青少年対策費、4目歴史民俗資料館費、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、予算書157ページをご覧ください。

下の段になります。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費1億8,932万3,000円、762万4,000円の増となります。こちらの予算は、主に社会教育委員の会議開催に関する経費や家庭教育学級開設に関する経費、二十歳の集い開設に関する経費となっております。増額の主な理由は、人件費の増となります。

次に、159ページの中段をご覧ください。

2目公民館費8,262万7,000円、695万4,000円の増となります。こちらについては、公民館の管理運営に関する予算となっております。増額の主な理由は160ページ下段、公民館施設管理事業費において、電気料の高騰に伴う光熱水費の増や中央公民館1階系統の空調機、非常用自家発電施設の修繕を計上したのになっております。

次に、161ページをお願いします。

中段になります。

3目青少年対策費636万5,000円、123万9,000円の減となります。こちらは、青少年相談員の設置やふるさと教室開設などの予算となっております。減額の主な理由は、161ページ中段、青少年相談員設置事業の青少年相談員の謝礼の見直しによる報酬の減によるものです。

続きまして、162ページ下段をご覧ください。

4目歴史民俗資料館費9,213万7,000円、5,451万9,000円の増となります。こちらは、歴史民俗資料館の管理運営に関する予算や特別展開催に関する予算を計上しております。増額の主な理由は、163ページ上段の歴史民俗資料館管理事業で、空調設備改修や屋上屋根防水改修の工事請負等の計上によるものとなっております。

次に、164ページをご覧ください。

上段になります。

5目文化財保護費2,146万7,000円、1,593万3,000円の増となります。こちらは、主に文化財保護審議会の運営費や額田城跡の維持管理費などに関する予算を計上しております。増額の主な理由は、146ページの中段、額田城跡整備事業で、令和5年度から令和8年度まで試掘確認調査を実施するに当たり、令和5年度は額田城本丸の測量をするため

委託料を計上したことによるものです。

続きまして、下段、6目市史編さん費56万8,000円、前年度と同額になります。こちらは市史編さん調査等に必要の予算を計上しております。なお、令和6年度に那珂地史編を発行する予定となっております。

次に、165ページ中段になります。

7目図書館費8,441万4,000円、556万円の増となります。こちらは、図書館の管理に伴う経費や図書館システムの賃借料や図書館資料の購入などを予算計上しているものになります。増額の主な理由は、上段にあります図書館管理事業で電気料高騰に伴う光熱水費の増額によるものです。

5項社会教育費については以上でございませう。よろしくお願ひします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませうか。

花島委員 2つ聞きたいんですが、まず額田城関係で、調査が入るといふのは前から聞いているんですが、どういふ手順でどんなことを中心にするかという計画書みたいなの、できていますでしょうか。

生涯学習課長 額田城跡調査指導委員会というところで計画を策定して、令和5年度から令和8年度までの計画を入れています。

花島委員 それ議員に配られていましたっけ。

生涯学習課長 出しておりませう。

花島委員 ぜひ見たいんですけれども。今答えられなかつたら後で。

生涯学習課長 資料として提出します。

花島委員 ありがとうございます。

次の質問ですが、那珂市史の編さんといふのはぜひやったらいい事業だと思うんですが、具体的にいつ頃からの、いつ頃って過去です。いつ頃からの話になるのか。あと、編さんした後の大きさといふのか、どのぐらいになるのかといふのは、ある程度立派なものじゃないとつまらないけれども、あまり立派過ぎてもつくっただけで普及しにくいということもあると思うんです。那珂市といふとある程度限られているわけで、それを全体の中で位置づけとして見ることもできたほうがおもしろいけれども、かといってローカルなことがあまりおろそかになつてもつまらないということで、どのような規模を考えていて、どんなようなイメージなのかといふのが何か分かっていたら教えていただきたいんですが。

歴史民俗資料館副館長 お答えいたします。

花島委員がおっしゃった那珂市史、こちらは令和6年度に発刊を予定しておりますが、地史編ということで各地区に焦点を充てまして、各地区の歴史、文化を紹介するものとなっております。これはもちろんのこと、広く市外のほう、活用できればとは思っています。

が、まずは市内の各地区の方々に那珂市の歴史、文化について深く知っていただくという目的で編さんしております。

以上です。

花島委員 もう一つ、これお願いなんですけれども、ぜひできたらそれをインターネットから参照できるようにしてほしいんです。参照というか、ちゃんと取れるぐらい。というのは、DXとか言いながら古い資料なんかインターネットから検索できないものとか、それから検索できても非常にグレードが悪いコピーしか取れないものがあります。今の世の中、DXって言っている割にはいろんなことが進んでいないので、那珂市の場合、その本をつくって特段お金をもうけようとかそういうことはないですよ。ですから、ちゃんとした形で、例えばPDFファイル形式でも何でも、インターネットからそれを見られるようにしていただくと非常にいいんじゃないかと思います。最初から考えておかないと、後になってから冊子になったやつをスキャンするなんていうことを考えると円滑にできないので、最初からそういうことを考えてつくっていただきたいと思いません。意見です、これは。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、次まいります。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、3目体育施設費、4目総合公園費について説明を求めます。

生涯学習課長 予算書166ページをお願いします。

下段になります。

9款教育費、6項保健体育費のうち生涯学習課所管分の説明をいたします。

1目保健体育総務費2,253万円、263万3,000円の減となります。こちらは、スポーツ推進委員設置に関する経費やスポーツ教室開設などの予算を計上しております。減額の主な理由は、167ページ下段にありますスポーツ教室開設事業で、総合公園の施設改修によりプールなどの施設が使用不可となるため後期の教室開催回数が例年の半分となることから、講師謝礼の報酬や委託料が減額となったことによります。

次に、170ページをお開きください。

3目体育施設費2,013万2,000円、2,919万8,000円の減。こちらは、スポーツ推進室が管理する市内各体育施設の管理費の予算になります。減額の主な理由は、令和4年度に体育施設整備事業でふれあいの杜テニスコートの整備事業工事を計上しておりましたが、それが完了したことにより、また171ページ上段の那珂西リバーサイドパーク管理事業で、竣工式典の委託料やサッカーゴールなどの備品購入費の減によるものとなります。

続きまして、171ページの中段になります。

4目総合公園費3億568万2,000円、1億1,999万円の増になります。こちらは、那珂総

合公園の管理運営に関する予算となっております。増額の主な理由ですが、総合公園管理事業で、電気料の高騰に伴う光熱水費の増によるもの、また172ページ下段の総合公園施設改修事業で、熱源設備の改修のため工事請負費等を計上したことによる増額となっております。

6項保健体育費については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 171ページ的那珂西リバーサイドパーク管理事業についてなんですけれども、市民の方が利用しやすいようにチラシとか、あれを分かりやすく直してくださいというお願いをしました。それでしていただいたんですけれども、それによって利用状況はどのぐらい向上したのかとか、向上した分がどうのこうのじゃなくて、どのぐらい利用されているのか、現状を教えてください。

それと、多分サッカーグラウンドがメインで使われているんじゃないかと思いますが、やはり多目的グラウンドと言っている以上、いろんな用途に使えるはずなので、サッカー以外にどういったことで利用していただいているのか、分かったら教えてください。

生涯学習課長 令和4年度で利用されているのが6,252人の方が利用している状況になっております。あとは、どのようなものということでございますが、サッカーの練習試合がほとんどにはなりますが、ドローン講習会や歩く会などの休憩所などで使用しているのが見られます。

以上です。

古川委員 多くの方に利用していただいているのはいいんですけれども、先ほど言ったようにいろんな用途に使えるはずなので、逆にサッカーの練習や試合等でほぼ占有されてしまっていてほかのことに使えないといった現状はありますか。

生涯学習課長 サッカーの練習等は使用している状況ですが、そのほかぶつかって使えないというふうな状況は聞いておりません。

古川委員 想像ですけども、聞いていないんじゃないかと、もう最初からサッカーに取られちゃっているから空いてないだろうと使ってない方が多いんじゃないのかなという気がするんですけども、どうでしょうか。

生涯学習課長 そのほかにラグビーなどでも使用したいということで話が来ている状況にはありますので、その辺で使えるかどうかというのは今確認しながら行っている状況になります。これから使用したいという話が出ているという状況です。

古川委員 それはラグビーのチームだったり空いていたら使いたいという意味のことなんですか、それともラグビーで使っていないかという検討なんですか。

生涯学習課長 空いていたら使用したいというふうな形で問合せがありました。

古川委員 では、ラグビーで使うことは何ら問題ないということなんですね。

生涯学習課長 その状況等で芝を傷めるような状況がある場合には、それは避けていただくような話をしているところです。

古川委員 分かりました。

あと、ごめんなさい、これ分かりましたらでいいんですけども、今度JAで、上国井町でしたっけ、サッカーグラウンドできましたよね。あの関係でそちらに人が、チームの練習が流れちゃったとか、そういったことってありますか、聞いていますか。

生涯学習課長 そういう状況は今のところ把握しておりません。

遠藤委員 同じく那珂西リバーサイドパークですが、あれがオープンしたときに来賓の方なんかにはグラウンドゴルフ協会の方も来られていたと記憶しておりますが、今後、多目的なわけで、サッカーは当然そうかなと思うんだけど、グラウンドゴルフなんかも結構使うようになるのかなと思っていたんですが、その後はどういう状況ですか。

スポーツ推進室長 グラウンドゴルフにつきましては、各地区にあります神崎グラウンドですとかふれあいの杜などを主に使われているのが現状で、那珂西リバーサイドパークのほうは、利用はできるんですけども、今のところ実際の利用としてはないという状況になっております。

遠藤委員 それは、例えば全然申出がないということに使われていないという意味ですか。

スポーツ推進室長 まだ使いたいという申出はいただいておりません。

遠藤委員 先ほど令和4年度6,252人の利用があったということではありますが、例えば、分母をどこで取るかですけども、稼働率みたいな、いわゆる我々からしたらあそこがどれぐらい使われているかというのがいまいよく分からないんです。どれぐらい使われているかというのをちょっと教えていただきたいのと、もう一つ、この委託料ですけども、これ緑化管理に110万7,000円ですが、これはどちらにどういう感じの委託をされていますか。

スポーツ推進室長 利用率のほうにつきましては、主に土日の利用が多いんですけども、令和4年度の後半から平日の利用なども徐々に来ているところになります。委託料につきましては、シルバー人材センターのほうにグラウンドの芝刈りのほうをお願いしている状況になります。

以上です。

遠藤委員 では結構まだ空いているは空いているというイメージでいいんですか。

スポーツ推進室長 土日の予約については、かなり使っていただいている状況になります。平日につきましては、今のところまだ空いております。

花島委員 今の話聞きながらちょっと気になったんですが、芝生が傷まないようにって程度問題ですよ。サッカーだって芝生傷むんで、その辺はどんなふうな感覚でいらっしゃるんですか。

スポーツ推進室長 芝生の状況につきましては、ちょっとなかなか使ってみないと分からないというところもあるんですけども、ラグビーに関して言いますと、スクラムなどを組むような状況が頻繁に見られますと芝生がめくれてしまったりというところが懸念されますので、今回申請があったときにはお使いいただいて、今後はその状況を見て、利用できるかどうかというのは改めて判断したいと思っています。

花島委員 それは分かりました。でもサッカーでも傷むんで、その辺をどんなふう考えているのか。例えば休ませる期間を、グラウンドによっては休ませる期間を取るんです。それから、場合によってはそういうことをせずに一定期間完全に整備のために止めちゃって、それで芝の貼り替えをやったりするところもあるんです。この那珂西リバーサイドパークのサッカーに使えるグラウンドに関してはどんなふうに管理する計画なんですか。

スポーツ推進室長 令和4年度につきましては、特に養生期間等は設けておりません。こちらについても今後の状況を見て、必要に応じて養生期間を検討していきたいと思っています。実際に総合公園ですとかふれあいの杜の芝生のほうにつきましては冬場の利用のほうを控えていますので、その辺と併せて検討をしていきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

武藤委員 神崎グラウンドとかの芝生の件なんですけれども、グラウンドゴルフとかしているグループから何か芝生のことで要望とか聞いていますか。

スポーツ推進室長 令和4年度にグラウンドゴルフの利用団体のほうから芝生の長さについてご要望をいただきまして、可能な範囲で短く刈るように努力をしているところであります。

武藤委員 私もグラウンドゴルフのメンバーになっていまして、たまに行くんですけども、やはり芝生が若干長いんですね。その辺りのところ、もうちょっと、しているグループのメンバーがやっぱり70代が中心なもので、足腰とかそういう面でも結構疲労する部分があるので、この辺りのところ、丁寧な芝のカットをお願いしたいと思っています。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

副委員長 総合公園の改修工事なんですけれども、これは工事の期間はいつからいつまでなのか、どうなのでしょう。

スポーツ推進室長 一応工期のほうとしましては8か月を予定しておりまして、6月から翌年の1月までの工事期間を予定しております。

委員長 ほかございませんか。

花島委員 総合公園に関連しているんですが、前に原子力施設の周辺の交付金、正式な名前忘れましたが、お金をもらっていましたよね。今年度それはどうなっているんでしょうか。すぐに分からなかったら後でもいいですから。

スポーツ推進室長 では、確認してご報告させていただきたいと思います。

委員長 では、後ほど確認の上、報告願います。

ほかございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結します。

以上で生涯学習課所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

休憩（午後0時01分）

再開（午後1時00分）

委員長 それでは、再開いたします。

健康推進課が出席しました。

議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、健康推進課所管部分を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2目予防費、これは未熟児療育医療給付事業を除きます。3目健康増進事業費について説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか4名が出席をしております。よろしく願います。

委員長 お願いします。

健康推進課長 それでは、予算書92ページからになりますのでお開き願います。主要事業説明書につきましては66ページから70ページまでが健康推進課所管事業となっております。それでは、予算書92ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額2億9,903万1,000円でございます。前年度と比較しまして5,096万7,000円の減額となっております。こちらは健康推進課、環境課の職員人件費のほか、休日診療委託事業、総合保健福祉センター運営に関わります総合保健福祉センター管理事業、二次救急医療施設等への運営費補助に係る負担金等における事業費となっております。

続きまして、予算書93ページをお願いいたします。

下段になります。

2目予防費、本年度予算額2億3,725万7,000円でございます。前年度と比較いたしまして3億1,956万2,000円の減額となっております。こちらは、定期予防接種事業、母子健康診査・健康相談事業、妊活医療費助成事業、子育て世代包括支援センター事業などがございます。

続きまして、予算書96ページになります。

下段になります。

3目健康増進事業費、本年度予算額5,352万2,000円でございます。前年度と比較しま



して167万6,000円の減となっております。こちらは、疾病の早期発見や健康の保持増進を図るための各種健康診査事業、がん検診推進事業、健康増進計画推進事業などがございます。

ここで、健康増進計画推進事業についてご説明をいたします。

主要事業説明書70ページをご覧ください。

健康増進計画推進事業は、市民の健康寿命の延伸を目指し、健康で生きがいを持って暮らせる保険体制の充実を図る施策を計画し、進捗管理をするものとなっております。平成30年3月に現在の健康増進計画が策定されておりますけれども、令和5年度に最終年度を迎えることから、次期計画の策定を予定しております。なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、本年度予算計上時に国から令和5年4月以降の明確な方針が示されておりましたので当初予算への計上のほうは見送らせていただきました。今後、ワクチン接種事業に関わる予算につきましては今定例会の会期中に改めて予算を上程させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で健康推進課所管部分を終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時05分）

再開（午後1時06分）

委員長 再開します。

社会福祉課が出席しました。

議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、社会福祉課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業を除きます。3目障害福祉費について説明を求めます。

社会福祉課長 お世話になります。社会福祉課長の高安です。ほか3名が出席しております。

よろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

委員長 お願いします。

社会福祉課長 予算書につきましては72ページからになります。主要事業説明書につきましては40ページからという形になります。

款、項、目、予算額の順にご説明させていただきます。

まず、予算書72ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額8億4,459万4,000円、このうち72ページ中段にございます職員人件費、73ページ下段、外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業並びに74ページ上段、国民健康保険特別会計繰出金の3事業を除く9事業が社会福祉課の所管となります。その予算額は8,521万9,000円となっており、主たる事業といたしましては、福祉相談センターの運営費を計上した包括的支援体制整備事業となっております。この事業は新規事業ではございませんが、令和3年に改正された社会福祉法において、重層的支援体制の構築が新たに明記されたことにより、本市においても令和5年度からこの重層的支援体制の構築に取り組む中での中核的事业となっており、

続きまして、予算書76ページをお開きください。主要事業説明書につきましては42ページ、43ページとなります。

予算書76ページ中段になります。

3目障害福祉費16億7,196万円。主たる事業といたしましては、障がいを持つ方に各種サービスを提供する障害福祉サービス給付事業、地域生活支援事業となっております。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

遠藤委員 まず、74ページの、よく分からないので教えていただきたいのは、災害援護資金貸付事業。この内容を教えてください。

社会福祉課長 災害援助資金貸付事業につきましては、自然災害により世帯主がおおむね1か月以上の療養を要する世帯または住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、損害の状況に応じて生活を立て直すための災害援護資金の貸付けを行い、被災者の生活の安全に資する事業となっております。

以上となります。

遠藤委員 自然災害、これは何年前からの事業で、例えば3年前の水害とか、そういったものにも該当していたのか。ここ数年のこの資金の貸付状況を教えてください。

社会福祉課長 こちらの貸付けにつきましては、こちら災害弔慰金の支給等に関する法律第12条の規定に基づく国の貸付事業になっておりまして、実際にここ近年では出ていないです。平成25年度に1件出ているだけとなっております。

以上となります。

遠藤委員 10年前ですね。ちなみに何だったんですかね。

社会福祉課長補佐 平成25年の貸付けなんですけれども、こちら東日本大震災による被害に遭った方に対する貸付けとして、1件の貸付けとして行っております。

遠藤委員 分かりました。

あともう一つ、同じページでひとり暮らし高齢者緊急通報システムでありますけれども、特に調書にないので、今この対象者が何世帯で、今の運用状況を教えてください。

社会福祉課長 こちらにつきましては、この後にあります介護長寿課のほうの事業になってございまして、社会福祉課のほうの事業にはなっておりません。恐れ入ります。

委員長 では、よろしいですか。

武藤委員 障害福祉サービス給付事業のところで、予算書と、あとこっちの調書の説明書のほうの42ページで、身体障害者手帳の給付が令和2年から3年、4年にかけて400も減っているんですけども、この辺りの理由は何かあったのかな。

社会福祉課長 こちらの事業につきましては、県のほうの廃止基準のほうが変わりまして、これまで届出がなかった場合については廃止されていなかったんですけども、こちらで確認した段階で亡くなっていた場合であったりとか、届出がない形になっても廃止することができる形になりましたので極端に手帳の交付者数が少なくなった形になってございます。

以上になります。

武藤委員 そうすると、実態の数は令和3年と4年が実態数であって、2年まではいろいろとそのままだったというわけね。分かりました。

委員長 ほかよろしいですか。

遠藤委員 では、78ページで、難病患者の手当事業ですが、この対象者と対象額を教えてください。

社会福祉課長 指定難病者数になります。令和元年7月1日以降で傷病数が333になってございます。年度といたしましては、令和3年度で支給対象者といたしましては、対象者が419名で、支給者数といたしましては395名という形になってございます。

以上になります。

遠藤委員 令和3年度、対象の傷病者、市内の傷病者の総数が419名で、この手当を受給された方が395名ということですよね。先ほどの333名というのは何の数字でしたか。

社会福祉課長 指定傷病数です。難病数の数が333、傷病数です。

遠藤委員 傷病数はぱっと増えましたからね。対象者数、この419名は増えているんですかね。

社会福祉課長 令和元年度から比べますと20名ほど増えている形になってございます。ただ、年度によってはやはり若干の増減がございまして。

以上になります。

遠藤委員 分かりました。

では、もう一点だけ。同じく78ページの障害者差別解消推進事業とありますけれども、この404万円、令和5年度は何をされるのか教えてください。

社会福祉課長 こちらにつきましては、障害者差別解消相談室のほうの設置運営のほうに充て

られる部分と、それから市内の公共施設等の利用改善であったりとか民間事業等への合理的配慮の提供支援に係る助成であったりとか、そういった状況のものになってまいります。

以上になります。

遠藤委員 この障害者差別相談室というのはどういったものですか。

社会福祉課長 ひだまりに障害者差別相談室が設置されておまして、障がいを理由に差別を受けたというような相談を受け付ける場所になってございます。

以上になります。

遠藤委員 その相談件数、あとそういった内容はどういったものでしょうか。

社会福祉課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、件数的には、今年度につきましては幸いながら差別に関する相談についてはなかったんですけども、これまでの中でも年度ごとには10件以上超えるような相談があったりとかしてございました。内容的には、合理的配慮を受けられなかった。お店に入りたいんだけど階段があってちょっと車椅子では入れないんだよといったようなところに手を貸していただきたいというようなものが、障がいを理由に入るのを拒まれたとかいうような、そういった内容のものにはなるんですが、幸い那珂市での障がいの相談というのはそういういった内容のものではなかったと聞いております。

以上になります。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、次です。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2目扶助費について説明を求めます。

社会福祉課長 それでは、予算書90ページをお開きください。主要事業説明書につきましては44ページになります。

予算書90ページ、上段になります。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費9,128万6,000円。このうち職員人件費を除く2事業が社会福祉課の所管となります。その予算額につきましては4,726万円となっております。

続きまして、91ページ、次のページになります。

中段でございます。

2目扶助費4億5,345万8,000円。こちらの予算につきましては、生活保護事務に伴う事務費及び扶助費となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

花島委員 市内で生活保護を受けている方って何人いらっしゃるんでしょうか。

社会福祉課長 生活保護受給者数ですが、令和5年1月1日現在で239世帯、275人になって  
ございます。

花島委員 分かりました。書いてありますね。

遠藤委員 書いてあるんですけども、これ減っている、世帯数も被保護者数も減っている  
んですが、これはこの間コロナ禍だったと思いますけれども、これはどういう分析になり  
ましようね。

社会福祉課長 高齢者によります、お亡くなりになられた、死亡が原因という形になってい  
るかと思えます。

遠藤委員 受け取る方がお亡くなりになるという自然減あると思いますが、それにしても、一  
般的な感覚で、このコロナ禍でやっぱり生活が苦しい方が増えているというふうな感じ  
があるし、そういう報道もなされてはいますけれども、これそもそも生活保護扶助費そ  
のものの予算というか、むしろ決算かな、枠は増えているのか。つまり、概略で言う  
と多分苦しい人増えている、相談にも結構多く来られていただろうけれども、生活保護に  
対しての予算枠というか、それがどれぐらいであって、この受給者自体がこうなのかと  
いう、そういうちょっと概略を少し知りたいです。この3年の間。

社会福祉課長補佐 まず、予算枠のほうですが、令和4年度が4億9,600万円という形になっ  
ていますので、今年度の予算4億5,300万円から見ると今年度は減っているという形にな  
ります。実際に生活保護受給世帯なんですけれども、令和2年4月1日現在から減って  
いる形にはなっているんですが、先ほど課長のほうから申し上げたとおり、大半が高齢  
者の死亡による減で、その間に当然新規申請、そういったこともあるんですけども、  
那珂市においてはたまたまちょうどこの期間がそういった過渡期にあったというふう  
に考えております。さらに、新型コロナウイルス感染症においていろいろ、確かに新聞報  
道とかでも生活困窮世帯が増えているということになっておりますが、そちらに関しま  
してはほかの生活困窮者自立支援法に基づく事業で社会福祉協議会が行っている貸付け、  
そういった、あとうちのほうで行っている住居の手当の支給とか、そういったものの数  
字はかなり伸びているんですけども、生活保護受給世帯については減っているという  
形になってございます。

以上です。

遠藤委員 その社会福祉協議会の事業の対象、もしくはその支給した数はかなり増えているの  
だけども、本家本元というか、この本丸の生活保護自体は減っているというのは何か  
ちょっといまいち理解ができないなという感じはするんですが、それに基づいた今回予  
算編成ではあるんですね。なかなか申請しても審査が厳しくてとか、そういうことでは  
ないんですか。大丈夫ですか、そこらは。

社会福祉課長 こちらにつきましては、法に基づきまして、申請権を脅かすようなことはしてはいけないので、そちらについてはしっかりと申請を受け付けさせていただいております。あと、申請件数につきましても、実際のところ令和元年度から令和4年度に向けては徐々に減ってきているという状況にありますので、それに基づいた形で行っている形になってございます。

以上になります。

委員長 ほかよろしいですか。

では、質疑のほうを終結いたします。

以上で社会福祉課所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時25分）

再開（午後1時26分）

委員長 再開します。

こども課が出席をいたしました。

議案第4号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第5号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例並びに議案第6号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連があるため一括して議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか9名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

それでは、議案第4号をご覧ください。

議案第4号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において児童の安全の確保に関する計画の策定等に関する規定が追加されたため、本条例においても必要な改正を行うものです。

次のページ、2ページには改正条文、そして4ページからは新旧対照表を載せておりま

す。後ほどご覧になっていただければと思います。

続いて、8ページをお開き願います。

改正の概要につきましてはここで説明させていただきます。

まず、改正の理由となった児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正点としまして、安全計画等の策定、業務継続計画の策定、さらに自動車を運行する場合の所在の確認の条文が新たに規定されました。この後説明する議案第5号にも共通いたしますが、昨年9月に園児送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事故が発生しましたが、このことが今回の改正の背景になっております。

また、家庭的保育事業所等における感染症等の予防及び蔓延防止を図るため、厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う条例の改正、さらに懲戒に係る権限の乱用禁止に関しては、旧民法では親権者は監護及び教育に必要な範囲内で子を懲戒することができましたが、児童虐待がしつこく口実に正当化されていると指摘を受けた見直しにより、昨年12月の民法改正により懲戒権が削除され、それに伴う内閣府令の改正により懲戒に係る権限の乱用禁止が削除されたことにより、議案第4号及び第6号の関連条文も削除となります。

次に、中ほど、改正条文についてですが、第7条の2では条文の文言の追加を行います。安全計画の策定を義務化、計画に基づく研修や訓練の実施になります。第3条の3においても条文の文言の追加を行います。事業者がバス等の自動車を使用する際に、車内利用乳幼児の置き去りを防止するブザー等の設置が義務となります。第10条のところでは条文の文言の追加及び削除を行います。ほかの社会福祉施設と併設をする際、保育に支障がない場合に限り、必要に応じて設備及び職員を兼ねることを可能とし、ただし書きの文言を削除します。第13条は、民法の改正に伴い懲戒に係る権限の乱用禁止が削除されたことに伴い、本条を削除します。第14条では、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修、訓練の定期的な実施に係る努力義務を追加します。

改正条例附則についてですが、施行期日は令和5年4月1日から施行とします。ただし、第13条の改正規定は公布の日から施行とします。

経過措置のところでは、見落としを防止する装置、ブザーを備えること及び用いることが困難な事情がある場合には、令和6年3月31日までは点呼など代替え措置を講じることで備えないとすることができるとしてあります。

次に、議案第5号をご覧ください。

議案第5号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、持続施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する

省令が公布されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において児童の安全の確保に関する計画及び業務継続計画の策定に関する規定が追加されたため、本条例においても必要な改正を行うものです。

次のページ、2ページには改正条文を、そして4ページからは新旧対照表を載せております。後ほどご覧になっていただければと思います。

続いて、7ページをお開きください。

まず、改正の理由は、先ほど議案第4号で説明しました省令が公布されたことに伴い、本条例においても新たに児童の安全確保に関する計画及び業務継続計画の策定に関する規定が追加されました。改正条文についてですが、第6条の2及び第6条の3では条文の文言追加を行います。内容は、先ほどの条例改正第7条の2及び第7条の3と同内容の改正となりますが、第7条の3に関しては学童児童の自動車等の利用になるため、ブザー設置に関しては義務とはなってございません。第12条の2では、感染症及び非常災害の発生時において業務継続を行うための計画の策定等に関する条文の文言の追加を行います。第13条の第2項では、条文、文言の追加を行います。内容は、先ほどの議案第4号の第14条と同内容の改正となります。

附則第2条第1項では、条文、文言の修正を行います。職員に関する経過措置の期限が変更となります。改正条例附則についてですが、施行期日は令和5年4月1日からとします。ただし、経過措置としては、条例第6条の2、1項から3項までの規定については令和6年3月31日までは努力義務となっております。

続きまして、議案第6号をご覧ください。

議案第6号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、政府のこども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁が設置されることに伴い、こども家庭庁設置法及びその職務に関して必要となる関係法律の改正を行う。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、整備法の中で子ども・子育て支援法の改正による条ずれが生じたため、本条例においても必要な改正を行うものです。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布により懲戒に係る権限の乱用禁止が削除されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、2ページには改正条文を、そして4ページからは新旧対照表を載せております。後ほどご覧になっていただければと思います。

続いて、18ページをお開きください。



初めに、特定教育・保育施設とは認定こども園や幼稚園、保育園のことを言い、特定地域型保育事業とはゼロ歳から2歳までのお子さんを保育する方の自宅や事業所内での保育、あるいは保育を必要とするお子さんを訪問して保育をする場合を言います。

今回の改正は、引用法である子ども・子育て支援法第19条第2項が削られ、同条1項のみとなることから、同条1項を引用する規定はここに言及しない形に改正する必要がある、条ずれを解消する必要が生じたものは、資料18ページ、改正本文表の改正条文の第26条を除く全ての条文が該当することになります。第26条の改正は、先ほどの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める条例の一部を改正する条例第13条の改正と同内容の改正となっています。

改正条文についてですが、第26条を除く、第4条から第52条までの規定では、条ずれ解消の改正文言の追加を行います。第26条、条文の文言の削除を行います。内容は、先ほどの議案第4号の第13条と同内容の改正となります。

改正条例附則についてですが、施行期日は令和5年4月1日から施行とします。ただし、第26条の改正規定は公布の日から施行とします。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

遠藤委員 まず、第4号の家庭的保育、このような形での改正という、法律のほうで改正してということではありますが、これ那珂市における家庭的保育の状況ですが、これは今何件やっちらっしゃるんですか。

こども課長 那珂市における家庭的保育事業ですが、今現在2件がこちらに該当いたしております。

遠藤委員 もうやっちらっしゃるんですね。なるほど。しばらく多分やっけていなかったように思いますけれども、じゃこれに該当するのであれば、まさしく安全計画を策定していただき、その指導もしなきゃいけないということでありましょうから、それはぜひしっかりお願いしたいというふうに思いますし、この移動する場合の自動車、利用乳幼児の送迎目的とした自動車に関してのブザーの設置等々というのは、こういったものも今その2件においては該当するような形態の車両をお持ちなんですか。

こども課長 今言った2件の事業者については、送迎用の自動車は持っておりませんので、この部分については該当にはなりません。

遠藤委員 分かりました。

次、第5号の放課後に関しての、学童のほうですが、このまず対象が市内の放課後児童の安全事業の設置に関して、対象の施設というのはどこになるんですか。

こども課長 こちらについては、那珂市の公立学童保育所、これは小学校ごとにありますが、

こちら9施設。あと民間学童保育については6施設ございますので、こちら合わせて15施設が該当になります。

以上でございます。

遠藤委員 分かりました。

では、あと最後の第6号の特定教育・保育施設は該当するところはどこで、何か所あるんですか。

こども課長 大成学園幼稚園と、あとナザレ幼稚園、さいせい幼稚園の2か所、合計3か所でございます。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

採決の前に委員の皆様にお諮りします。

ただいまの議案3件につきましては、関連するものでありますので、3件を一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしということですので、これより議案第4号、議案第5号、議案第6号を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしということで、議案第4号、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第7号 那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

こども課長 それでは、議案第7号をご覧ください。

議案第7号 那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由ですが、政府のこども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁が設置されることに伴い、こども家庭庁設置法及びその施行に関して必要となる関係法律の改正を

行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、整備法の中で子ども・子育て支援法の改正による条ずれが生じたため、本条例においても必要な改正を行うものです。

次のページ、2ページには改正条文を、そして3ページには新旧対照表を載せております。ご覧になっていただければと思います。

続いて、4ページをお開き願います。

本年4月にこども家庭庁が設置されたことに伴い、こども家庭庁設置法及びその施行に関して必要となる関係法律の改正を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、整備法の中で子ども・子育て支援法の子ども・子育て会議について定める第72条から第60条が削られ、改正による条ずれが生じたため、本条例の一部を改正するというものでございます。

改正本文についてですが、第1条及び第2条では、引用法である整備法の中で子ども・子育て法の子ども・子育て会議について定める条文が削られ、改正による条ずれが生じたための改正文言の修正を行います。

改正条例附則についてですが、施行期日は令和5年4月1日から施行といたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、こども課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書に基づきましてご説明させていただきます。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

なお、主要事業説明書につきましては45ページからになります。予算書は80ページを

お開き願います。

中段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費、本年度予算額3億7,534万6,000円。医療福祉費、いわゆるマル福制度でございます。小児、妊産婦、ひとり親世帯、重度心身障害者に係る医療費助成制度の事務費及び扶助費でございます。次年度に制度上の変更はございません。前年度と比較して550万円減となっております。扶助費の実績と執行状況を踏まえ、扶助費を減しております。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、次、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目保育所費、4目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 それでは、81ページをお願いいたします。

下段になります。

主要事業説明書は46ページから50ページでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額2億1,162万9,000円。前年度と比較しまして2,375万3,000円の増額となっております。増額となった主な理由としましては、83ページの学童保育事業において、民間学童保育所1か所が支援数を増やしたことにより補助金が増となること、会計年度任用職員である支援員の報酬、時給単価アップを見込んだ増、光熱水費の高騰による増加によるもので、トータル1,395万1,000円の増額となっております。

続いて、母子・父子自立支援事業において、看護師資格の取得が見込まれる者に対する高等技能訓練促進費分の扶助費の増でございます。173万円の増額となります。

児童入所施設措置事業でございます。こちらはDV等により保護の必要な母子を入所させ、これらの者を保護するとともに、それらの自立の促進のためにその生活を支援する事業でございますが、こちら令和4年10月から新たに1世帯、母子入所施設に入所しておりまして、その分の扶助費の増でございます。366万1,000円の増額となります。

次に、子ども・子育て支援計画推進事業でございます。現行の子ども・子育て支援制度における地域ニーズに合った子育て支援ができるように推進する事業でございます。令和7年度から5か年計画となる第3期子ども・子育て支援計画の策定業務を令和5年度から2か年間で進めるに当たり、次年度は策定に係るニーズ調査を実施するための委託料の増でございます。373万4,000円の増額となります。

続いて、子ども家庭総合支援拠点事業でございます。今年度からこども課家庭児童相談室に支援拠点を設置し事業を開始しました。前年度と比較しまして10万1,000円の増額と

なっております。ヤングケアラーの講習会実施に伴う報償費、あとはパンフレットを作成するための印刷製本費の増によるものです。

続きまして、84ページの下段になります。

2目児童措置費、本年度予算額24億8,146万2,000円、前年度と比較しまして8,761万1,000円の減となっております。民間保育所等児童入所事業でございますが、こちら各施設に施設型給付費を支給することにより子供の健やかな成長のための適切な環境が確保されるというものでございますが、令和5年度から民間地域型保育施設の新設と既存の認定こども園の増築などにより措置児童が増え、施設給付費が増えること、令和4年まで民間保育所等支援事業において保育士等処遇改善臨時特例事業として予算計上していた委託費がこちらの事業の施設型給付費に含まれることになったことにより委託費3,932万3,000円が増額となっております。

続きまして、民間保育所等支援事業でございます。こちらは、民間保育所等の職員の資質向上、乳幼児の保育業務の充実を図るため民間保育士等に対して補助金を交付する事業でございます。こちらも新たに一時預かり事業を始める園の新規補助が増となったこと、また令和4年度補助であった保育士等処遇改善臨時特例事業が次年度から民間保育所等支援事業の予算計上でなくなったことによる減で、トータル355万9,000円の減額となります。

85ページをお願いします。

児童扶養手当支給事業でございます。こちら父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童を養育している方に対し児童扶養手当を支給する事業でございますが、支給対象となる子供の数が少なくなっている状況で、472万9,000円の減となります。

それから、病児保育補助事業でございます。こちらは、病児保育事業を実施する事業者に対し補助金を交付するものでございます。こちらは利用者の増に伴う補助金の増で249万2,000円の増でございます。

続いて、保育士就労支援事業でございます。こちらは民間保育所等の保育士が産休、育休を取得する際の代替職員の雇用に要する経費に対し補助金を支給する事業でございます。次年度については、補助実績を鑑みて360万円の減となります。令和5年度は令和4年度に予算計上した民間保育所等整備事業がないため、これらトータルして8,761万1,000円の減額となっております。

続きまして、85ページ下段となります。

3目保育所費、本年度予算額2億8,243万3,000円。菅谷保育所と地域子育て支援センターつぼみの管理費と運営などに係る予算でございます。前年度と比較しまして1,206万5,000円の増額となっております。88ページをお願いします。増額となった主な理由としましては、地域子育て支援センター事業において1,116万2,000円の増となっております。こちらは、社会福祉法の改正により、令和5年度から重層的支援体制整備事業の地域づ

くり事業として地域子育て支援拠点事業が対象となったことで、本年度まで総務課で予算措置していた報酬、職員手当、共済費がこども課予算として同事業に計上されたことによる増額となっております。

次に、89ページをお願いします。

中ほどになります。

4目発達相談センター費、本年度予算額213万円。こちらは、こども発達相談センターすまいるの運営に係る予算でございます。31万2,000円の減となっております。主な理由としましては、隔年車検の費用、修繕費の減によるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

古川委員 予算書の83ページの下段にあります子ども家庭総合支援拠点運営事業です。その中の子育て世帯家庭訪問事業、かしま台保育園でホームスタートとありますけれども、これってどういう事業で、いつからやっているか。去年からと言いましたっけ、今年度からって言いましたっけ、詳しく教えてもらっていいですか、事業の内容を。

家庭児童相談室長 お答えします。

子育て世帯家庭訪問事業、ホームスタートにつきましては、かしま台保育園のほうでやっていたっている事業ですけれども、既に子育てを終えた方がボランティアとして自分の経験を生かして今子育てに悩んでいるお子さん、ワンオペなどで困っているご家庭に対し当事者同士のつながりということで支援に入るという事業でして、かしま台保育園のほうでまずボランティアの育成を講習としてやっていたいて、ボランティアを育成してから、あとはニーズのあるご家庭とマッチングとしましてご家庭に入っていたいて、お母さんのお話を一緒に聞いたり、一緒に公園に遊びに行ったり、例えば離乳食を作ったりしたときの相談をしたりといったような、経験に基づくアドバイスをしていただくというような事業でございます。令和2年度からです。

以上です。

古川委員 小学校で家庭訪問ってありますよね。あれはどちらかというとお子さんの生活環境だったり、親御さんとお話しして子供にどう生かすかというのが小学校の家庭訪問だと思うんですけども、今度小学校で、今おっしゃったとおりの保護者のための家庭訪問を通年でいう今計画というか予定を立てているんです。国の制度というか方針なんですけれども。今それをもう保育園で始めているということなんですか。すごいですね。これはかしま台保育園だけなんですか。ほかに広げようとかという、市のほうからそういう投げかけはしないんですか。

家庭児童相談室長 こちら、かしま台保育園の独自事業ということではなく、ホームスタートという制度自体は国が推奨している制度でして、それをかしま台保育園のほうの手を挙

げて、うちでやりたいと。ボランティアの育成をして全部の市内の方に派遣するという  
ことで、そういった子育て支援の事業をやりたいというご要望をいただきまして、かし  
ま台保育園にお願いしたという形ですので、現状かしま台保育園事業のほうでニーズの  
ほうを賄えているということですので、ほかの事業所からもやりたいというご要望も現  
状ないことから、引き続きかしま台保育園のほうにお願いしたいというふうに考えてお  
ります。

古川委員 かしま台保育園の取組といますか、お考えは素晴らしいと思いますけれども、と  
いうことは、かしま台保育園に通っていらっしゃるお子さんの保護者が対象ということ  
ですよね。ほかの保育園とかに行っている方も相談できるんですか。

家庭児童相談室長 こちらは、どちらかというとお子さんが生まれたばかりのご家庭で、まだ  
保育園等に行かせる前に、ご家庭で生まれたての赤ちゃんの初めての育児などに戸惑っ  
ている方にボランティアを派遣するというようなことが主となる事業ですので、特にか  
しま台保育園に関係するご家庭じゃなくても、市内全域でご要望があれば調整はさせて  
いただいております。

古川委員 分かりました。ということは、別に保育園行っていなくても、生まれたばかりのお  
子さんでも、いわゆる子育ての相談にのるよという、そんな事業なんですね。すばらし  
いですね。分かりました。ありがとうございました。

すみません、もう一点、ちょっと次の点なんですけれども、こども発達相談センターで  
専門家の方、作業療法士と言語聴覚士、もともとこれこども発達支援センターができた  
ときには作業療法士しかいなかったんですけれども、始まって2年目ぐらいかな、言語  
聴覚士に相談したいという方がいて、ぜひその方を入れてくださいというようなお願い  
をして入れていただいた経緯があるんですけれども、今現在、もうそれから何年もたっ  
ていますけれども、ほかにこういった方がいてほしいななんていう利用者からのご相談  
といますか、要望というのはございませんか。

こども発達相談センター長 お答えいたします。

専門員のほう、一応言語聴覚士についても、うちのほうは10年たつんですが、設立当  
初から一応おりました。言語聴覚士と作業療法士ということで、今現在ほかに心理士、  
あと療育の保育士がいるんですが、特に、いろんな形の兼ね合いがあるんで、今のとこ  
ろその専門員のほうで間に合っているという形でございます。あと、特に医師のほうの  
相談もやっておりますんで、医療的な相談はそちらのほうにということでご紹介をして  
いる状況でございます。

以上です。

古川委員 分かりました。であればいいんですが、いろんな多種多様な障がいでしたり、いろ  
んなのがありますよね。だから、その時代時代にあって必要なものというのは変わって  
くるかと思うんで、その辺はちょっとそういった利用者の方の声とかをこれからも聞い

ていつていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

遠藤委員 学童保育所に関してちよつとお伺ひしたいんですけども、調書46ページのほうに事細かく入所状況は出てはおりまして、令和5年度見込みもこのように出てはいるんですけども、ちよつとあと場所によって結構いっぱいのところもあればかなり空いているというところもありそうではあるんですけど、今那珂市として学童保育そのものに関して包括的に、今足りているか足りていないか、もしいっぱいであればどういふふうにしたいかとか、そういうのはありますか。

こども課長 確かに、そちらの表を見ていただくとおり、那珂市全体としては人数的には足りてはおるんですけど、ただ実際には中心部である五台とか菅谷東辺りについては定員を若干オーバーしているというのが昨年から2か年ぐらひ続いています。考え方なんですけれども、実際に民間のほうの学童の事業者も中心市街地に近いところにはあるというよふなこともございますし、あと民間学童保育所というのはバスの送迎等なんかもやっていただけるというものもあるので、その辺をうまく利用しつつ、状況もちよつと推移を見ながら対応していきたいとは考えてございます。

以上でございます。

遠藤委員 これ対象は1年から6年まで、希望している方は、例えば入れている方は、入れているというものなのか。例えば、これ菅谷東学童、菅谷西学童、五台辺りいっぱい、あと瓜連もいっぱいということの数字ではありますけれども、やっぱりこれは希望している方は結構いても、入っていないところはやっぱりお断りをしている状況なんでしょうか。

こども課長 今委員おっしゃられた3か所、来年度見込みでオーバーしているところなんですけど、そちらの方について、問合せ等があった際には民間学童保育所のご案内とか、あとこちらもし公立学童を希望するのであれば、緊急一時利用というものがございまして、そちらについては定員として換算されないよふなものがございまして、1日単位で利用できるシステムとはなつてございますが、そちらを利用していただいて、あとは通常入所の申込みを引き続きしてもらい、空きが出た段階で通常入所というよふな形でやっているというのが現状でございます。

遠藤委員 そうなると、通常で一時預かりの部分でそういう運用で対応していらっしゃるということですが、例えば夏休みや冬休み、そういう長期休暇で預かりたいとかというのは、もうこふいったところは全然入れないという状況になっているんですか。

こども課長 夏休みとか長期休暇については、緊急一時預かりと同じ、同等の預かり方をしていきますので、基本的には希望者全員入れているというよふな状況でございます。

以上でございます。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 先ほども出ました主要書の47ページの子ども家庭総合支援拠点運営事業について



なんですけれども、こちらの事業内容で児童虐待対応ということなんですけれども、これはやはり学校との連携をしながら支援していくというようなことでよろしいんですか。

家庭児童相談室長 児童虐待対応につきましては、虐待の被害者となってしまうお子さんが学齢の時期であれば小学校、中学校と連携をしながら学校の様子を見させていただいたり学校に訪問させていただいたりするなどして密な連携を取りながら対応をしております。また、学齢以下の、保育園のお子さんとか、そういった方についても、各保育所等と連携をしながら対応をさせていただいております。

以上です。

副委員長 そうしましたら、虐待が発見された時点でこちらの事業のほうに相談ができるという体制でよろしいのでしょうか。

家庭児童相談室長 現在、虐待の発見といいますか、通報というのは様々な方法で来ております。学童とか学校のほうで気になるお子さんがいましたら随時、まだ気になる段階の時点でも随時ご相談をいただいておりますし、また、いわゆるニュースなどで出ている「189」という虐待通報ダイヤルというのがありまして、そういうのを使って一般の方から見相さんを経由して通報が入るなどといった経緯もございますので、様々なルートを使いながら、気になるお子さんについては対応をさせていただいているところです。

委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

次、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、未熟児養育医療給付事業について説明を求めます。

こども課長 それでは、95ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、本年度予算額2億3,725万7,000円。このうちこども課の所管となりますのは、95ページの中段にあります未熟児養育医療給付事業になります。こちら、体重が2,000グラム未満で生まれた子が養育のために病院に入院することが必要になった乳児に対して医療費の一部を助成するといった事業でございます。前年同額で計上しました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上でこども課所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

14時20分、再開といたします。

休憩（午後2時11分）

再開（午後2時20分）

委員長 再開します。

介護長寿課が出席しました。

議案第12号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷と申します。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第12号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明させていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金46万3,000円の減。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金369万5,000円の減、7目介護保険災害臨時特例補助金9,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金4,010万8,000円の減。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金478万5,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金166万3,000円、2目その他一般会計繰入金400万円の減。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金2,555万8,000円の減、令和3年度繰越金の確定に伴う繰戻しになってございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

2段目になります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3億6,851万1,000円。ただいまご説明いたしました国庫負担金や補助金、支払基金交付金の補正につきましては、令和4年度の交付額が確定いたしましたこと、また変更交付申請により交付額が変更になったことに伴う補正となってございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費400万円の減。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、2 目審査支払手数料21万2,000円。

4 款地域支援事業費、2 項介護予防・生活支援サービス事業費、2 目介護予防ケアマネジメント事業費70万円。

続きまして、7 ページをご覧ください。

中段になります。

4 款地域支援事業費、4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料2 万円。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金3 億416万3,000円。

続きまして、8 ページをご覧ください。

6 款諸支出金、3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費4 万9,000円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

遠藤委員 7 ページの補正、介護給付費準備基金積立金。補正がかなり大きいですが、この理由は何でしょうか。

介護長寿課長 まず、介護給付費準備基金積立金につきましては、介護保険料、介護サービス給付費に係る収入に余剰があるとき、次年度の介護サービス給付に充てるための積立を行ってございます。本年度、保険料がやはり、高齢者が増えているということで保険料が多く収まっているということと、それから給付費のほうが、伸びてはいるのですが、介護保険につきましては3 年計画で実施していきまして、今が2 年目になっております。ですので、給付費の伸びを見てはおりますが、その伸びまで予想していたよりも伸びていないという状況で積立てのほうを行っております。

遠藤委員 意味合いは分かりました。3 億円で、これで大丈夫なんですか。

介護長寿課長 先ほど申し上げましたが、介護保険、3 年計画でいつも見直ししていきまして、初年度、2 年度、3 年度と大体給付費が伸びていくこととなります。伸びていくことを予想しまして、1 年目は基金を積立て、2 年目は大体同レベルぐらいになる予定で、3 年目に基金を取り崩すといった、大体そういった流れになってはおりますが、今回積立てはしておりますが、来年度は取り崩しになるということで、この金額で十分大丈夫だと考えております。

委員長 ほかよろしいですか。

花島委員 職員が減ったんでしょうか、その辺の事情をお願いします。

介護長寿課長 介護給付費のほうから出している人件費につきましては、介護長寿課の介護保険グループになっております。もう一つが高齢者支援グループというのがありまして、高齢者支援グループのほうの業務がちょっと今いる人数で回らなくなってきておりまし

て、介護保険グループから1名高齢者支援グループのほうに内部で異動させましたので、その関係で1名減という、給与費のほうが動いているといった状況になってございます。  
委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、介護長寿課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業、2目高齢福祉費、8目介護保険費について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算につきましてご説明させていただきます。

予算書の73ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては52ページから54ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄の一番下にごございます外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業が介護長寿課所管事業となっております。

こちらにつきましては、市内に対象者がおりませんので、形式予算1,000円を計上してございます。

続きまして、74ページをご覧ください。

2段目になります。

2目高齢福祉費1億7,913万2,000円。前年度と比較いたしまして6,972万5,000円の増となります。増となりました主な理由となりますが、75ページ、説明欄の一番下にごございます高齢者日常生活支援等推進事業が新規事業となっております。詳細につきましては、主要事業説明書の54ページに記載をしてございますが、少し補足説明をさせていただきますと、新規事業となっておりますけれども、こちらにつきましては社会福祉法の改正に伴いまして、国が重層的支援体制整備事業を創設したことによるもので、今まで

介護保険特別会計で実施しておりました包括的支援事業及び生活支援体制整備事業、それから一般介護予防事業のうち高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を補助金の受入れの関係上一般会計のほうに移行しまして、重層的支援体制整備事業の位置づけとして事業を実施するものでございます。

続きまして、80ページをご覧ください。

一番下の段になります。

8目介護保険費7億5,808万3,000円。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

花島委員 今ちょっと前にあった高齢者日常生活支援等推進事業、重層的支援体制整備事業、具体的に何やるかがよく分からないです。介護保険でいろんなことやってくれるわけですが、それとの関係を中心に説明いただきたいと思います。

介護長寿課長 こちら、先ほど社会福祉課のほうでも説明があったと思いますが、社会福祉法の改正に伴いまして、重層的支援体制整備事業が創設されたということがまず第一点になります。介護長寿課だけではなく、いろいろな課で重層的支援体制整備事業のほうにどんどん移行しておりまして、要は高齢者や障がいとか子供、生活困窮など従来は分野ごとに別々に実施しておりました支援事業について、今後は一体的に実施できるように体制を整備するもので、複雑化、複合化した多様な支援ニーズに対応しやすくなるものです。

また、事務局のほうといたしましては、今まで別々に交付申請をしていたものが一本で申請できるということになりますので、今まで事務的なコストが結構かかっていたんですが、それが削減されるということになります。その削減されることによって人的支援、ケアのほうに時間をかけられるようになるということが一番のメリットだというふうに考えております。

花島委員 聞きたいこと、今説明は何となく分かりましたけれども、要は何をやってももらえるのか、困っている人にとって。それがどういうふうになるのかというのが見えないんです。特に介護保険との関連で。

介護長寿課長 内容的には特には変わりません。介護保険特別会計で実施しておりました包括的支援事業と生活支援体制整備事業と、それから高齢者の生きがいと健康づくり推進事業が介護保険特別会計から一般会計に移行するという話になります。

委員長 これは、生活支援全般ということで言うと、地域包括支援センターでやっていた仕事、内容のものが今度会計上こちらに移動したという、そういう理解でいいんですか。

介護長寿課長 委員長のおっしゃるとおりでございます。

委員長 要するに会計上移行じゃなくて、中身も要は強化されているということになるんだと

思うんですけども、その辺がちょっとよく分からないんですよね。同じもので会計上変わっただけじゃなくて、このところが強化されたよとかいう部分が多分あるんだろうと思うんですが、その中で一つ、生活支援コーディネーターを設置して対応してもらいますというのが書いてあるんですけども、より地域の支え合う体制をしっかりとつくっていきましょうねというのは分かりますけれども、高齢者のためと言わず地域住民のためだと思うんです。生活支援コーディネーターって、これ何名配置して、どういう仕事をというのをちょっと説明してもらえますか。

介護長寿課長 生活支援コーディネーターにつきましては、那珂市に第1層協議体というものと第2層協議体というものがありまして、第1層協議体というのは市全体を見ているような組織、その下に第2層がありまして、それは3つの圏域で動いているような組織になります。第1層協議体につきましては1つしかありませんので、コーディネーターがお一人、第2層協議体につきましては各圏域にお一人ずつ生活支援コーディネーターがついておりますので、3名いらっしゃるという状況でございます。

花島委員 要するに何をやってくれるのか分からないんです。例えば、体が不自由で調理ができないとかいうのは介護保険で一部できますよね。そうじゃない部分で、一体何をやってくれるのか。例えば生活支援コーディネーターという話が、役名が1つ出てきましたけれども、これは一体どんな相談に対してどういうふうな、具体的に何かの不自由な人の助けになるのかが、コーディネーターじゃなくて何をやってくれるのか、それを聞きたいんです。

介護長寿課長 あくまでやっていたことは今までと変わらないのですが、例えば包括的支援事業であれば高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように多様なサービスの供給体制と医療、保健、福祉、介護等の相談及び支援を包括的に行うため市内の3圏域に地域包括支援センターを設置している、その経費になります。それから、生活支援体制整備事業につきましては、先ほどコーディネーターがいるということで説明をさせていただきましたが、高齢者世帯とか認知症高齢者が増加する中、医療、介護サービスの提供のみならず、日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の促進を図るために、先ほども言いました第1層協議体であります那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会というのを設置いたしております。それによりまして地域の支え合いの体制づくりを推進していくといった内容になります。

それから、もう一つ一般会計に移行しております高齢者の生きがいと健康づくり推進事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をしてございますが、高齢者ボランティア育成及び活動の支援、教養講座の開催、健康増進活動を実施してございます。そういった内容のものが介護保険特別会計から一般会計のほうに、社会福祉法の改正に伴って移行したということです。

委員長 ほかよろしいですか。

遠藤委員 ちょっと今のを、もう少し教えていただきたいんですが、例えば医療の分野というのはどういうふうに生活支援体制整備事業の中では位置づけられていくんですか。

介護長寿課長 医療につきましては、介護長寿課といたしましては、最後は在宅医療介護連携というふうに考えておりました、医療、それから介護で切れ目がないような支援をしていきたいというふうに考えてございます。

遠藤委員 全くそのとおりだと思うんです。どうしてもやっぱり施設型から最終的には本当は地域でというふうな、ただ地域の部分の受け皿が本当に人的なもの、あと恐らく体制もまだまだ整っていないからなかなか本当に地域でみとるみたいなことが今はまだまだできないでいるわけだと思うんです。市内の病院の中ではそういう在宅医療の部分もかなり力を入れていらっしゃる場所もありますけれども、一方で医療の分野で多職種、いろんな勉強会、会議体があるんですね。そういった医療の部分の多職種の部分でつながっているところと今回の生活支援体制、ここの部分との連携を、多分本来はしていかなきゃいけないんだろうとは思いますが、そこらの仕組みのつくり方というのはどうなりますか。

介護長寿課長 先ほど第1層協議体、第2層協議体ということで、そちらは連携しておりますし、また地域ケア個別会議というのがございまして、そちらで多職種の集まりをしております。その中でいろんな複雑化した複合化した課題に対しまして、多職種の方のご意見をいただきながら、どうしていったほうがいいのかといったことの勉強会であったり、今までこういうことをやってきてこういう成功事例があるんだという発表をいただきまして、それをモデルにしてやってみようかなんていう、そういった会議がございまして、多職種とともに連携して、いろいろな場所でそういったことの協議を進めているところでございます。

遠藤委員 とにかく、どうしても医療の分野との連携が那珂市はちょっと弱いかなというふうに感じているし聞いております。なので、こういった体制がまたできてくるということであれば大いに期待したいということですので、それはぜひお願いしますということと、もう一点、別のところで聞いちゃったんですが、予算書の74ページ、ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業に関してはこちらでいいんですね。

調書になかったので、ちょっと今のこの事業の現状というか、ここ数年の流れを知りたいのですが、まずこれはどれぐらい今市内にシステムを置いていらっしゃる方がいらっしゃるのか、増えているのか。また、その運用状況、実際それがどれぐらい活用されて、場合によっては救急車などもどういうふうに来てもらったりしてとか、今どういうふう運用されているかを教えてください。

介護長寿課長 まず設置の状況になります。直近で言いますと、本年、令和5年2月の状況で申し上げますと208件設置してございます。参考までに申し上げますと、令和2年度が198件、令和3年度が212件、少しずつ増えているというような状況になっております。

また、通報の状況になりますが、令和2年度通報件数49件、令和3年度通報件数64件、令和4年度につきましては令和5年1月末現在の通報件数になりますが、34件になっております。

それから、緊急出動になります。令和2年度につきましては10件緊急出動しまして、そのうち病院等に搬送したのは10件、同じ件数になります。それから、令和3年度緊急出動の件数が16件、うち病院に搬送した方が9件、令和4年度につきましては緊急出動が3件で病院へ搬送したのが2件という状況になってございます。

以上です。

遠藤委員 これは本当に独り暮らしの高齢者の方にとってはすごく大事な事業だと思っております。少しずつ増えているというのは、恐らくこれ独り暮らし世帯そのものも多分増えているんだらうと、マクロで、思うんですけれども、これを、どうやら地域を回るとまだまだ知らない方もいらっしゃるもして、それはただ民生委員の方がつながっている方は多分知っているけれども、民生委員の方がつながっていない独り暮らしというのもやっぱり一定数いらっしゃる、そういった方は多分知らない可能性が高いんです。これを入れるに当たって、どうすれば入れられるかということ、恐らく民生委員にそういう相談なんかすると、民生委員からこういうのがあるからというような情報提供の下で、じゃ入れますかとか、そういうことで多分入るんだらうと思いますが、どういうふうにしてこれを入れてもらっているか。これはどんな感じなんですかね、今。

介護長寿課長 こちらの周知につきましては、やはり民生委員のご協力によるものがあります。そのほかにも、やはり地域包括支援センターであったり、ケアマネジャーが必要ではないかということでこちらのほうに申請が上がってきておりますので、委員がおっしゃるとおり、まだ周知が足りていない部分もあると思いますので、そちらのほうの周知の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

遠藤委員 それはお願いします。

5年度の予算ですが、これはそのシステム保守とか保険もありますけれども、新規でどれぐらい入れるということを見込んでの予算ですか。

介護長寿課長 新規は20台を予定してございます。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の歳



入につきましてご説明いたします。

予算書の247ページをお開きください。

款、項、予算額の順でご説明をいたします。

1 款保険料、1 項介護保険料10億8,396万3,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料10万1,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金7億9,622万6,000円。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、次のページをご覧ください。2億1,357万5,000円、前年度と比較いたしまして2,959万5,000円の減となります。減額となりました主な理由ですが、先ほど一般会計予算の中で重層的支援体制整備事業についてご説明いたしましたとおり、介護保険特別会計の事業が一般会計に移行したことに伴い、国庫補助につきましても一般会計の歳入となることから減額というふうになってございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金12億3,152万1,000円。

5 款県支出金、1 項県負担金6億5,197万3,000円。

5 款県支出金、2 項財政安定化基金支出金2,000円。

続きまして、249ページをご覧ください。

5 款県支出金、3 項県補助金2,105万3,000円。こちらにつきましても重層的支援体制整備事業により一般会計へ移行することに伴う歳入減となつてございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、次のページをご覧ください。7億1,693万1,000円。

7 款繰入金、2 項基金繰入金3,464万6,000円。

8 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料3,000円。

9 款諸収入、2 項預金利子1,000円。

続きまして、251ページをご覧ください。

9 款諸収入、3 項雑入3,000円。

説明は以上でございまして、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、歳出についてご説明をいたします。

予算書の252ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては55ページから56ページまでが介護長寿課所管事

業となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,594万3,000円。

続きまして、253ページをご覧ください。

中段になります。

1 款総務費、2 項賦課費、1 目賦課費173万1,000円。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費577万4,000円。

続きまして、254ページをご覧ください。

2 目介護認定調査等費4,025万8,000円。

1 款総務費、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費74万6,000円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費43億3,582万3,000円。高齢化に伴い要介護認定者も増加すると想定されていることなどから、前年度予算比で2.1%の伸びを見込みまして8,872万9,000円の増となっております。

続きまして、255ページをご覧ください。

中ほどになります。

2 目審査支払手数料368万5,000円。

2 款保険給付費、2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費9,904万8,000円、2 目高額医療合算介護サービス費1,743万5,000円。

続きまして、256ページをご覧ください。

中段になります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金2,000円。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費23万7,000円。包括的支援事業は、先ほどの一般会計へ移行したことなどに伴いまして、前年と比較しまして4,872万5,000円の減となっております。2 目任意事業費1,298万3,000円。続きまして、257ページをご覧ください。中ほどになります。3 目在宅医療・介護連携推進事業費839万1,000円、4 目認知症総合支援事業費2,027万8,000円。

続きまして、258ページをご覧ください。

一番上の生活支援体制整備事業費につきましては、一般会計へ移行したことに伴い廃目となっております。

4 款地域支援事業費、2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費9,641万4,000円、2 目介護予防ケアマネジメント事業費1,321万6,000円、3 目高額介護予防・生活支援サービス費15万円、4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費10万円。

続きまして、259ページをご覧ください。

中段になります。

4款地域支援事業費、3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費798万8,000円。こちらにつきましても、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業が一般会計へ移行したことなどに伴い、前年との比較で826万1,000円の減となっております。

4款地域支援事業費、4項その他諸経費、1目審査支払手数料38万3,000円。  
続きまして、260ページをご覧ください。

2段目になります。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金600万円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第一号被保険者保険料還付金100万円、2目償還金1,000円。

続きまして、261ページをご覧ください。

2段目になります。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金1,830万5,000円。こちらは、先ほどから説明しております重層的支援体制整備事業が創設されたことに伴う一般会計への繰出金となります。

6款諸支出金、3項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費21万3,000円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費389万6,000円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

遠藤委員 257ページの成年後見制度利用支援事業って、ここ数年は利用状況どんな感じですか。

介護長寿課長 成年後見につきましては、昨年も市長申立てはございませんでしたので、今現在市長申立てした方は3名いらっしゃいまして、報酬助成のほうを行っているのはお一人ということになっております。

遠藤委員 それは令和4年度中に申立ての対象が3名であるということではなくてですか。

介護長寿課長 今までの経緯を申しますと、市長申立てが全部で8件ほどありまして、お亡くなりになった方等々おりますので、今市長申立てで過去も含めていらっしゃるのが3名で、3名のうちお一人が報酬助成の制度を利用しているということになります。

遠藤委員 今まででとにかく8名あって、今現在成年後見で面倒見ている方が3名いらっしゃって、そのうち1名が何ですって、もう一度お願いします。

介護長寿課長 報酬助成をしている方がお一人ということになります。

遠藤委員 令和4年度で助成中。助成って1名に対して幾らの報酬なんですか。

介護長寿課長 月額1万8,000円を成年後見されている方に助成しているといった状況になり

ます。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護長寿課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いします。お疲れさまでした。

休憩(午後3時03分)

再開(午後3時04分)

委員長 再開いたします。

保険課が出席しました。

議案第8号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

保険課長 保険課長の生田目です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 お願いします。

保険課長 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第8号をご覧ください。

議案第8号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、出産育児一時金等の支給額につきまして、社会保障審議会、医療保険部会の議論の整理におきまして、出産育児一時金の金額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

2ページは一部改正の条例の条文になります。

3ページのほうをご覧ください。

新旧対照表になります。

改正する条文のほうは、第7条第1項中、40万8,000円を48万8,000円に改めるものでございます。その後ろの条文でございしますが、ただし書きとして、市長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところにより加算するものとするでございします。こちらは、産科医療保障制度に加入している医療機関での出産につきましては、この保険制度の掛金であります1万2,000円を加算して支払うものになりますので、合計して50万円となるものでございします。

施行期日ですが、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

経過措置としまして、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る那珂市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額につきましては、従前の例によるものいたします。

5ページは一部改正の概要となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

花島委員 あまり知識がなくて聞くんですけども、出産のときに1人生まれるとは限りませんよね、2人とか3人、もっと多い場合も少ないけれどもあると思うんですけども、その場合でも同じ金額なんですか。

保険課長 1人の出産につきましてこちらの金額になりますので、掛金もそれぞれ1人につき1万2,000円ということになってございしますので、2人だったら倍になります。

以上でございします。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないということで、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第11号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 国民健康保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第11号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）  
についてご説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税3,500万円の減。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金1,444万3,000円の減。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金4,796万円の減。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金3,208万5,000円、2 目その他繰越金4,011万2,000円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明をいたします。

2 款保険給付費、6 項傷病手当諸費、1 目傷病手当金50万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分5,672万円の減。

3 款国民健康保険事業費納付金、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分1,859万4,000円の減。次のページをご覧ください。2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分7,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、3 項介護納付金分、1 目介護納付金分412万2,000円の減。こちらの事業費納付金につきましては、額の確定に伴います減額補正となります。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金5,372万3,000円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 なしということで、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 後期高齢者医療特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第13号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金295万8,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金133万4,000円でございます。

続いて、歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合納付金162万4,000円の減となります。こちらは、納付金の額確定に伴う減額補正となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、保険課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、4目国民年金費、5目後期高齢者医療費、7目高額療養費貸付金、9目出産費資金貸付金

について説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の72ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書につきましては58ページから64ページまでが保険課所管の事業となっておりまして、

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億4,459万4,000円、このうち保険課が所管しますのは、74ページ上段の国民健康保険特別会計繰出金3億7,348万4,000円でございます。

続いて、78ページをお開き願います。

下段になります。

4目国民年金費29万4,000円、次のページになります。5目後期高齢者医療費8億3,820万8,000円、こちらのうち、説明の2事業目の後期高齢者医療費につきましては主要事業説明書の58ページをご覧ください。団塊の世代が令和4年度から後期高齢者医療制度のほうへ移行してございまして、今後も被保険者の増加が見込まれております。それに伴いまして医療費も増加をするため、医療給付費に係る市の負担金となっておりますこの事業費のほうも増額が見込まれてございます。続きまして、予算書の80ページをご覧ください。中段になります。7目高額療養費貸付金400万円。次のページになります。9目出産費資金貸付金40万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第15号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の205ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税10億1,398万8,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料80万円。

次のページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫補助金1,000円。

4款県支出金、1項県負担金1,432万2,000円。

4款県支出金、2項県補助金37億9,906万5,000円。



5 款財産収入、1 項財産運用収入 5 万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 3 億 7,348 万 4,000 円。

次のページになります。

6 款繰入金、2 項基金繰入金 1 億 7,607 万 8,000 円。

7 款繰越金、1 項繰越金 2,000 円。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料 2 万 1,000 円。

8 款諸収入、2 項預金利子 1,000 円。

8 款諸収入、3 項雑入、次のページをお開き願います。220 万 8,000 円でございます。

以上です。どうぞよろしく願います。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 続きまして、歳出になります。

予算書は 209 ページになります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 6,436 万 9,000 円。次のページになります。2 目連合会負担金 161 万 7,000 円。

1 款総務費、2 項運営協議会費、1 目運営協議会費 41 万 5,000 円。

1 款総務費、3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 69 万 7,000 円。

次のページになります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 32 億 3,600 万円。こちらにつきましては、主要事業説明書の 59 ページをご覧ください。国民健康保険の令和 4 年度の年度平均被保険者数は 1 万 1,710 人の見込みとなっておりまして、減少幅が大きくなってございますが、1 人当たりの医療費が伸びておりまして、令和 5 年度は 1,000 万円程度の減額と見込んでございます。

予算書のほうに戻りまして、211 ページ、中段になります。

2 目退職被保険者等療養給付費 50 万円、3 目一般被保険者療養費 2,230 万円、4 目退職被保険者等療養費 10 万円。次のページをお開き願います。5 目審査支払手数料 1,496 万 1,000 円。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 4 億 4,254 万円、2 目退職被保険者等高額療養費 20 万円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費 60 万円。次のページになります。4 目退職被保険者等高額介護合算療養費 5 万円。

2款保険給付費、3項移送費、1目一般被保険者移送費10万円、2目退職被保険者等移送費5万円。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金1,500万円。こちらは、先ほど説明しました出産育児一時金の増額改定に伴い増額となっております。続きまして、2目支払手数料8,000円。

2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費600万円。

次のページになります。

2款保険給付費、6項傷病手当諸費、1目傷病手当金100万円。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症の位置づけとなるため、5月7日までの感染者が対象となっております。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分9億9,354万8,000円、2目退職被保険者等医療給付費分38万9,000円。

次のページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分4億354万4,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分17万9,000円。

3款国民健康保険事業費納付金、3項介護納付金分、1目介護納付金分1億2,904万8,000円。こちら、3款の事業費納付金の一般被保険者分につきましては、主要事業説明書の60ページから62ページになります。この事業費納付金につきましては、県が市町村の保険給付に要する費用を交付する財源に充てるために県が金額を算定し市町村に納付を求めるものでございますが、令和5年度は増額となっております。理由としましては、被保険者数が来年度も引き続き減少傾向となる一方で、1人当たりの医療費は増加が見込まれていること、また75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の医療費の増加に伴い、後期高齢者支援金が大幅に増加したことなどが挙げられてございます。

予算書に戻りまして、217ページをご覧ください。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金1,000円。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費229万9,000円。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費5,340万1,000円。主要事業説明書の63ページをご覧ください。令和5年度は引き続き被保険者数の減少が見込まれており、特定健診の対象者につきましても減少が見込まれておりますが、コロナ禍で下がった受診率が回復傾向となっており、受診件数として集団健診3,800人、個別健診850人を見込んで計上しております。また、令和5年度はデータヘルス計画策定の年となっており、印刷製本費委託料のほうを計上してございます。

予算書のほうに戻りまして、218ページをお開き願います。

下段になります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金5万円。

次のページになります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金600万円、2目退職被保険者等保険税還付金5万円、3目償還金1,000円、4目一般被保険者還付加算金20万円、5目退職被保険者等還付加算金2万円。

次のページをお開き願います。

8款予備費、1項予備費、1目予備費476万3,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の277ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料6億9,014万4,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料9万円。

3款繰入金、1項他会計繰入金1億5,889万3,000円。

4款諸収入、1項延滞金及び過料15万1,000円。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金72万円。

次のページをお開き願います。

4款諸収入、3項雑入1,000円。

5 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の279ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 8 億4,733万円。主要事業説明書の64ページをご覧ください。こちらは、広域連合が後期高齢者の医療に要する費用に充てるため徴収した保険料や保険料軽減に係る市負担分を広域連合に納付するものでございます。今後も被保険者数の増加が見込まれ、それに伴い納付金も増額を見込んでございます。

予算書に戻りまして、279ページ中段になります。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金70万円、2 目還付加算金 2 万円。

次のページをお開き願います。

2 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金1,000円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費194万9,000円でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

古川委員 ちょっと予算ではないんですけども、分かる範囲で教えていただきたいんですが、保険証が廃止になると言っていますよね。いつからでしたっけ。

保険課長 来年の秋の廃止の予定でございます。

古川委員 それで、何かマイナンバーカードを皆さん取得している方多いと思うんですけども、それとその保険証をひもづけしていないと何とか確認書というのを発行されて、それを持っていけば代わりにはなるというんですが、患者の個人の負担額、割合が一定額上がるというふうに報道されているんですけども、どのぐらいとか、詳しいこと分かりますか。

保険課長 国の通知でちょっと見ましたけれども、すみません、額が幾らとまではちょっと記憶していないんですが、多分何十円程度だったかと思います。

古川委員 例えば2割負担の人が3割になっちゃうとか、そういうことではないか。分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかよろしいですか。

武藤委員 ついでで、この後期高齢者って専用の保険証ありますよね。これもやっぱりマイナンバーとひもづけするということは何か聞いていますか。

保険課長 75歳以上がお持ちの高齢者の保険証もマイナンバーカードのほうにひもづけ、それは今の社会保険だったり国民健康保険と同じでございます。

武藤委員 うちでも使ったり、近所でも使っている人いるんだけど、年配で、75歳以上でマイナンバーカード持ってひもづけするって多分、僕なんかセブンイレブンでやったんだけど、結構しんどいですよね。その辺りのフォローとかっていうのはどういうふうにする感じですか。

保険課長 市民課のほうで申請のほうをしていただいたり、マイナポイントのつけ方の支援を市民課のほうでしていただいているので、そのときに一緒に支援のほうをしていただけるようお願いしてございます。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩(午後3時34分)

再開(午後3時35分)

委員長 では、再開いたします。

議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、当委員会の所管部分について討論、採決に入ります。

討論ありませんですか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託されました執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。執行部は退席をお願いします。

休憩（午後3時36分）

再開（午後3時37分）

委員長 再開いたします。

次は、調査事項について議題といたします。

まず、2月16日に開催しました教育厚生常任委員会で介護についてもう少し詳しく調査していくと決定をしておりました。そこで、地域ケア個別会議の視察ということで提案をしたいと思うんですが、サイドブックに掲載しておりますけれども、地域ケア個別会議は3包括ごとに個別の事例を基に様々な業種の方がそれぞれの見解を基に解決方法を共有し、一層の資質向上を図るものであります。こちらの会議を見学して内容を把握できればというふうに思いますんですが、いかがでしょうかということで、今日も議案の中に入れておりましたけれども、地域ケア個別会議、第1層のところとありました。前回のお話で、やはり地域包括支援センターの機能、役割について、もう少し深く調査してみましようということでしたので、それであれば地域ケアの個別会議というのは、ここにも書いてあるとおり、参加者、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、様々な分野の方々とつながっておりますので、もちろん案件によって参加される方は違うんですけれども、ここを見させていただいておくというのは大変ためになるのではないかなというふうに思っておりますので、いかがでしょうかということなんですが。

（「賛成」と呼ぶ声あり）

委員長 賛成ということでお話が出ましたけれども、これでよろしいか、地域ケア個別会議見てみるということでよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 実は、地域包括ケアセンターのほうに、この地域ケア会議のほうも年4回でしたかね、たしかやっていたのは。なかなか見学、見られるときが少ないもんですから、あらかじめちょっと打診は事務局のほうでやってもらっております。一応3つ包括がございまして、青燈会で5月25日だったですかね、見学できますよということで連絡をいただきましたので、時間はたしか午後1時半からでしたかね、ということで、一応この日は大丈夫ですということですので、日程についてはよろしいですかね。5月25日は木曜日。6月の議会の間際にはなるんですが、ぜひ。ということで予定を組んでいただくことで。場所は、これは青燈会のほうですかね。

（「ふれあいセンターよこぼり」と呼ぶ声あり）

委員長 ふれあいセンターよこぼりか。場所はふれあいセンターよこぼりでございます。ということで予定をしていただいて、ぜひこの地域ケア会議の見学ということで視察をさせていただくということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、そのように決定をいたします。

もう一つ、今回新たに遠藤議員が当委員会に加わっておりますので、前回の委員会の中で次回ということで、今年、令和5年度への持ち越しということで、一応テーマだけ教育厚生常任委員会での視察調査と、案件ということで、子育てについてということで、これちょっと大きなくくりなので、どのような内容がいいのかというのをちょっと皆様のほうから、皆様のご意見をお伺いしたいんですが。

1つは、子育て世代なんですけれども、今日も話に出ておりました子育て世代包括支援センターというのがあるんですね。この子育てガイドブックには書いてあるんですけれども、子育てにいい支援ということで、子育て支援包括支援センターとでかでかと、チームで育てていくんですよ、体制はあります、ちゃんと。これは那珂市の魅力としても、子育て世代に優しい市制を敷いて、それから教育というところが魅力にはなっておりますので、ということで一応私のほうからの提案というのではないんですが、武藤委員のほうからも子育て世代調査したいという旨もありましたんで、どうでしょうか。

1つは、中身で、那珂市は切れ目のない子育て支援をやっていますよというのが売りなんです。しかも伴走型支援をしていますと、寄り添って支援をやっているんですよというのが魅力でうたっていますので、一つの、こども課で言うと子育てコンシェルジュという方がいらっしゃって、いろんな相談にのって、各関係部門と連携をして、その方に対して寄り添ってずっと支援をしていくという。もう一つは、母子保健コーディネーターというのが、これ健康推進課のほうに、保健師が担当してやっていらっしゃるんですけれども、妊活から、子供が生まれる前から、母子手帳発行のときに、何でもご相談くださいねということで寄り添ってずっと支援をしていくということでやっています。それはそういう役目の方々がいるということで、そういった方々の仕事の内容もそうなんですけれども、さっき言った子育て世代包括支援センターというのがひだまりのほうと、こども課と健康推進課のほうで、両方タッグを組んでということで今やっています。

やっぱり那珂市の魅力はということでうたっている以上、もっと少子化対策にも当然ありますし、よそから来た方々が、確かにいいよね、那珂市はね、子育てに優しいよねと、支援が整っているよねという話は聞くようになったんです。その辺を一度見ておくのがいいのかなということなんです。1点は。

実は、これよその自治体なんかでも盛んに、熱心にやっているところもありますんで、外の調査にも行くのもよろしいかなというふうには思っています。

遠藤委員 それは具体的にどこに、誰に聞くような。

委員長 1つは、子育て世代包括支援センターというのが一応あるんです。これはこども課と健康推進課、一応チームとしてこの子育て支援センター事業ということで、さっき言った母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュ、それぞれこども課と健康推進課に1名ずついます。こども課で子育てコンシェルジュ、健康推進のほうは母子保健コーディネーター。子育て世代の支援ということで、チームとして私たちはやっていますよというのをうたっているんで、このところ、だからこれは。

あと、部署というか、地域子育て支援センターというのがあるんです。つぼみと言われる、旧法務局があったところです。そこが、建物があって、中でいろんな相談受けて支援をしていますよというところなんです。そのほかに、地域にも2か所ほどあります。

花島委員 その調査は賛成です。ただ、私の、まず子育ての時代がもう終わっちゃったんで実感がないんです。だから、なおさら見に行きたいと思います。

それで、自分の問題意識としては、そういう相談しますよというのは、相談を受けますよというのはいいんですが、そもそも子供、子育て世代なり何なりでどのくらいのサービスなり何なりがあるのかが標準なのかというのが見えないんじゃないかと思うんです。だから、例えば、これは何か困ったことがあって、それを相談に行ったら解決できるものなのか、全然、それは自分で何とかしなさいという話なのか、その境目がぼんやりとでも何かイメージがあるのかないのがよく分からないんです。だから、介護でもなんでもそうなんですけれども、介護だったら何かランク分けあるじゃないですか。だからある程度、それも形式上の言葉で言えばよく分からないですよ。だけれども、子育てに関してはもっと分からないというのが私の実感なんです。だから、若い方々がそれを分かっているのかどうか。このくらいのことだったら行政なりいろんな社会、自分個人の問題じゃなくて、周りで支えられますよというのが伝わるような何か欲しいと思っています。それ以前に、そもそも今何やっているかというのは我々が認識したいので、調査には賛成です。

委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、標準というかイメージというか、どれぐらいのものがどれぐらい必要で、どう合っているのかというのはやっぱりちょっと個人にもよるんで非常に、これ現場見てみないと分からないのかなというのはあると思います。

実は、母子保健コーディネーターは非常に、これ実感として、うちの娘がちょっとそれこそ産院に入院している頃から、母子手帳もらってからずっと、生まれたらすぐ行きますよというんですぐ来てくれて、一番お母さんが子供を出産して悩む時期に訪問してくれて、いろいろとお話しをして、次こうしたほうがいいですよ、ああしたほうがいいですよと言ってくれるのは非常に助かったと言っていますね。ありがたかったって。誰にもやっぱり、身内がいてもすぐに相談する人がいないのは、非常に困るということで、



そこにちゃんと寄り添ってくれるんですよというのは言っていました。それは一例ですけども、それが皆さん全部ジャストフィットしているのかというのはちょっと、そうであってほしいんですけども、その辺の問題点もあるでしょうし、今度コンシェルジュ、こども課のほうになるともうちょっとまた違ういろんな問題がというか、抱えるものが違ってきて、それに対してどう寄り添っていけるのかなというのが見られると、聞けると思うんです。

花島委員 全然余計な話なんですけれども、コンシェルジュとかマルシェとか、最近いろんな外国の言葉を使ってきて、ちょっとどうなのかなと思うんです。一々これは何ですかと考えなきゃならない。物すごい違和感あるんです。何で日本語で言わないんだと。これちょっと余計な話なんですけれども。

遠藤委員 そうですね。やっぱり本当に子育てはすごく大事であって、首相も言っているとおり、今本当に少子化がこれだけ、もう本当ずっと言われているけれども、ここ最近特にやっぱりすごく問題だと思うんです。いよいよ本当に本腰入れないと、人口減社会に歯止めがかからない、あと2年、3年が勝負だと言われているわけですから。

ただ、この子育て世代の方、我々は那珂市議会のこの常任委員会としてやるのであれば、できれば、那珂市に移り住んできていただく若い方々のためには子育て政策もっと充実させていかなきゃいけないということの調査だと思うので、例えば、すごいたくさんメニューがあると思うんですよ、子育てには。若い方々が那珂市に移り住んできていただくのに、ほかと比べていますから、子育て支援策ってたくさんあるわけじゃないですか。だから、比べている中で、いかに那珂市を選んで、住みやすいというふうに感じてもらえるような施策を我々が調査をして、最終的には提言していかなきゃいけないと思うので、ある意味、ほかがないものを特化してやるのもそうだろうし、場合によってはほかもうやっているのに全然那珂市だけやっていないとか、そういうものもあるんじゃないかと思うんです。だから、これを機会にちょっと、近隣含めて、子育て施策のメニューを一回総ざらいをして、どういったものが今求められていて、那珂市がその中でどういう立ち位置にあるとか、そういうほかとの比較みたいなものも少しやらないと、結局那珂市だけ見ていると、若い世代はほかと比べているんですよ。那珂市に移り住んできたいのか、来るには、今住んでいるひたちなか市と比べてどうかとか、東海村や水戸市と比べてどうかと見比べているもんですから、那珂市に移り住んで来てもらえるような提案ができるような調査ができるといいんじゃないかなと思います。

花島委員 私はその点でちょっと違う感覚持っていて、今まさに那珂市にいる方が住みやすいとか子育てしやすいとか感じるのがまず第一で、それがうまく周辺に波及すれば、そういう情報がというんですかね、いいと思っています。やたら周りと競争して、呼び込むための競争じゃなくて、そもそも那珂市民が育てやすいとか生活しやすいというのが大事だと思っています。そういう点では、あまり競争とか考えない。ただ、よそでい

いことやっているんだったら、それは積極的に取り入れたらいいと思うし、我々がこういうこといいんじゃないかと思うことがあったらやっぱり取り入れたらいいと思っています。ちょっと感覚が私と違うみたい。

遠藤委員 結局、僕は同じだと思っていて、那珂市に住んでいる若い方もほかの方々と友達とかになっていたりして、水戸市の友達もいるし、ひたちなか市で勤めている人もいますよ。当然そこを比べているわけですよ。これはもう当然、情報は皆さん勝手にスマホで見て比べているので。そういった意味では、常に比較はされているのは間違いなないです。そういった意味では、じゃ那珂市に住んでいる方が暮らしやすいと感ずるためにもやっぱりそういうことは必要だろうというふうに思います。

委員長 そうですね。まずは、今こども課と健康推進課、担当のところがあありますけれども、実際にどれだけの子育て支援体制があるのか、具体的に、事業名も含めて、それとその実績とが、他市町村も、当然近隣もそうだと思います。どれだけあるのか。よく、常陸太田市はすごいよね、お金いっぱいくれるよねという話は聞きますけれども、本当にそうなのかというのがありますし、やはり、それと市内のほうもよく調査する必要があると思います。本当に皆さん分かってもらえているのかなという点。その辺を調査しながら、最終的に提言できるものを目指してやっていきたいと思いますということでもよろしいですか。

あと、一応12月エンドのところで何か提言事項、もしくは政策的なものもできればそこまで仕上げたいと思いますので、ちょっともう次改選になってしまうので、一応そのスケジュールで進めたいと思います。どこから話を聞くだとかというのはちょっと後で正副委員長のところで提案させていただいてよろしいですか。

(「お願いします」と呼ぶ声あり)

委員長 では、そのようにさせていただきます。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上で、教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会(午後3時57分)

令和5年5月29日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚